

第14日目(3月14日)

議長(若井達男君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前9時30分)

議長 大震災後3日目の朝を迎えました。国内観測史上最大の東日本大震災は、東北地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害を与えました。これによって多くの皆様が犠牲者となり、また多くの皆さんが被災者となっております。心より被災者に対しましてお見舞いを申し上げます。

ここで、亡くなられた方に対しまして1分間の黙祷をささげたいと思います。ご起立願います。傍聴者の方もひとつお願いいたします。

黙祷。

(黙祷)

終わります。ご着席ください。

議長 ここで、市長より発言を求められておりますのでこれを許します。

市長 貴重な時間でございますけれども、ここで議会の皆様方に我が市の3月12日、11日もあったわけではありますが、12日以降のこの地震に対する対応、そして状況等をご報告申し上げます。

3月の9日は全く何もございません。そして3月11日にこの大地震が発生したわけですが、その際にも市内には被害状況等は散見をされなかったということでもあります。3月12日午前3時59分でありました。新潟県中越地方を震源とする地震が発生いたしまして、これはマグニチュード6.6だそうであります。本庁舎で震度5弱、4.6であります。大和庁舎で震度4、塩沢庁舎、震度5弱、4.7の地震が発生いたしました。引き続き午前4時32分、甲信越地方を震源とする地震が発生いたしまして市内の震度は本庁舎で震度4.1でございました。

近隣の情勢でありますけれども、湯沢町は規定上4時35分に災害対策本部を設置を、当日ですね3月の、設置をいたしました。JA魚沼みなみが9時に災害対策本部を設置いたしました。私どもはこの第1波、第2波の地震発生後、幹部、職員が登庁いたしまして警戒態勢をとったわけであります。その中で3月12日の12時をもって警戒態勢の規模を縮小いたしました。部長以上と防災担当を除き他の職員は自宅待機ということでもあります。そして3時をもって警戒態勢を解除いたしまして、防災担当を除き自宅待機。そして5時をもって全員帰宅、自宅待機という対応をさせていただいたわけであります。

市内の被害状況であります。人的被害が軽症者2名でありますけれども、上十日町の72歳の男性の方が転倒いたしまして、右腕をガラスで切り出血、六日町病院に救急搬送いたしました。それから齋藤記念病院内で78歳の女性の方がベッドを降りるときに転倒して打撲ということでもあります。家屋の被害状況は非住家一部損壊1件でありまして、塩沢の仙石で土蔵の壁の一部崩落、そして市の消防本部の壁の一部が落下をしたということでもあります。

自主避難も状況として発生をいたしまして、塩沢公民館で、第2波の地震後だと思いますが19名の方が自主避難をいたしました。そしてその後7時半に7名に減ったわけでありますが、その際に毛布を配付し8時40分には全員が自宅に帰られたと。

栃窪小学校では12人の方が自主避難をいたしました。そして3時10分に、これは確認いたしましたところ、学校職員は帰宅をしましたが若干の方は残ったようであります。市役所本庁舎に一人自主避難いたしましたけれども7時半に帰宅をいたしました。上関小学校で19名、ここには毛布の配付それから食事提供の要望がありましたのでこれに対応したところであります。11時10分には全員が帰宅ということであります。それから畔地内の長屋商店さんに、リゾートあぜ地という福祉施設がございますけれども、ここから二人が長屋商店さんに避難をいたしました。7時半にはこの施設の方に帰られた。

そして10時10分にご連絡がありまして、十日町市の中里に特養みさと苑がございます。こころの杜と同じ経営母体でありますけれども、その皆さん方が、スプリンクラーが作動いたしましたり、天井が落ちたり、壁がはがれたりということ、水浸しになったということで、こころの杜の方に74名が移動されてこられまして、今現在ここに74名の方が在園中ということであります。

その他ライフライン等にも若干のことありましたけれども、ご報告を申し上げるほどのことではありません。雪崩も若干発生いたしました。特に重大なことにはなっておりません。高七城付近で車が1台埋まり、2台が流されたというか雪によって押されたのですけれども、車中に人はおりませんでしたので、人的な被害は全くございませんでした。そんな状況であります。

なお、ホテル・旅館等にはこのことによって相当数のキャンセルが今発生しているという状況であります。なお、詳しくは議長あてにもこの報告のてん末を提出してございますので、後ほど皆さん方またご覧いただきたいと思っております。

市内のイベントにつきましては、一宮の農具市は開催をいたしました。12日に予定されておりました兼続通りの戦国武将の除幕式、ご当地カレー合戦、これは中止をいたしました。それから13日の宇宙(そらへ)という講演会これも延期をさせていただきました。認知症講演会これも中止をさせていただきました。それから南魚沼第5回ですけれどもジュニアスキー大会も中止。3月13日の第32回ノルウェー大使杯争奪スキー大会も中止をさせていただきました。なお、21日でしたか、オーストリア大使杯のスキー大会も一応中止ということで決定をさせていただいているところであります。市内の3月11日から12日発生の地震に対しての状況は以上であります。

なお、東北地方の大震災によります被害状況は今皆さんご承知のとおりでありまして、全くまだ規模もつかめないという状況であります。我が市の対応といたしますと、相当でき得ることはあると思っておりますけれども、どこに何をどうしていいかということは皆目、今は見当がつかみませんので、県からやはり主体になっていただいて新潟県でまずでき得ることを決めていただいて、その後各市町村がその受け入れ、あるいは供給体制をとるという方向で県の

方にも申し入れしてございます。

南魚沼市として独自に今何かをとっても、これは全く何ていいですか、ただ発表するだけで役には立ちませんので、とりあえず義援金の募集を3庁舎で始めますのでご協力をお願いしたいと思っております。なお、状況によりますと相当の金額の支出等も伴う案件が発生するやもわかりません。その際、極力議会の対応をいたしますけれども、緊急の際は専決処分等で処分をさせていただくということもあり得る可能性がございますので、この点については皆さん方からご理解とご協力を賜りたいと思っております。以上であります。

議長 　　ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者、公務のため欠席、大和病院事務部長、公務のため午後欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

議長 　　本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

議長 　　日程第1、一般質問を行います。

質問順位20番、議席番号21番・笠原喜一郎君。

笠原喜一郎君 　おはようございます。通告にしがいまして4点ほど質問をさせていただきますが、その前に今回の大震災について少し触れさせていただきたいと思っております。去る11日の2時46分に発生をいたしました東北大震災が、この当市でも大きな揺れとなって伝わりました。しかし、その時点ではまさかこれほどの大惨事になるということは誰もが予想しなかったところであります。地震発生から3日が経過をしようとしております。いまだ詳しい被害状況は全くつかめない状況であります。亡くなられた本当に多数の皆さんに対して、まずもって心からご冥福をお祈りいたします。

そしていまだかつてないほどの大惨事であります。これからどれほどの被害が発生するのか。正しく状況が把握されると思えますけれども、被災をされた皆さん、この方にお見舞いを申し上げるところであります。

今回の震災に対しまして自衛隊、警察また消防、そして各自治体、本当に誠心誠意、今、努力をされているところであります。また、国内だけでなく外国からも支援の手が差し延べられているところであります。菅総理が言われたように日本の国力をあげてこの大震災に対処していただきたい、そのことを強く願っているところであります。

こうした大震災を目の当たりにした中で、本当に政治とはそこに住んでいる人たち、その生命、財産をきちんと守って、安心して安全に暮らせるということが私は基本であるということを、今回の惨事の中から改めて痛感をさせていただき、そしてそのことを第一にまた取り組んでいきたいというふうに思っています。

再度申し上げますけれども、本当に被災をされた地域の方々、そして皆さん方に心よりお見舞いを申し上げるところであります。

それでは通告にしがいまして4点ほど質問させていただきます。

1 厚生連介護施設誘致に最大限の支援を

まず1点目は新潟県厚生連の介護施設誘致に市としても積極的に取り組んでほしいということでお聞きをいたします。新潟県厚生連は県内に16の病院をはじめ診療所あるいは介護施設を展開しているところであります。新潟県の医療を県立病院とともに支えている、その一方の雄であります。

しかしながら、この魚沼地域にはその恩恵は全くというほど施設としてはありません。小千谷に魚沼病院があるだけで、北魚沼あるいは南魚沼には施設はありません。そうした中「JA魚沼みなみは、組合員のニーズにこたえ、福祉向上を目指す」ということの中で、介護施設、具体的には特別養護老人ホームでありますけれども、その誘致に今働きをかけているところであります。

この誘致に私は市としても積極的に支援をすべきというふうに思っております。この事業者がただ単に介護施設を運営する団体であるならば、それは農協とそして厚生連の間話であります。しかしそうではなく、先ほど言ったようにこの厚生連は県内各地で医療を展開している団体であります。そうした意味からも将来への投資という意味からして、土地の提供なども私は積極的に支援をして、第5期の介護計画の中で誘致をぜひともしていただきたい。その市の姿勢をまず最初にお聞きいたします。

2 スポーツ都市宣言に疑義

2点目はスポーツ都市宣言について疑義があるということでお聞きをいたします。市長は以前にスポーツ振興計画を策定した後、スポーツ都市宣言をしたいというようなことをこの議場でも発言をされていまして。私はまちづくりには旗を立てるということが必要であると、都市宣言をすることに全く賛成であります。

しかし、その都市宣言が果たして「スポーツ都市」という宣言が第一にくるのかなという疑問を持っております。宣言をするということは、少なくともこれから将来にわたってこの南魚沼市はこういう市をつかっていきたいということ、市民に向かって強くアピールすることであります。そうであるならば、より多くの市民が、大多数の方々が「うん、そうだな」と納得をし、共感をする、それがやはり私は大切なことかというふうに思っています。

昨年2月に総合計画の後期計画が策定をされました。その中で市民のアンケートを実施されました。その中でも今後取り組むべき市の方向ということで上位に上がっているのは、やはり医療であり、介護であり、子育てであり、そして雇用でありました。私はそうしたことを考えたときに、私の中ではやはり誰もが望んでいる健康というものを、私はメインに据えるべきかというふうに思っています。そしてその健康を達成するためにスポーツはあるべきだというふうに自分の中では考えているところであります。そういう意味からして、スポーツ都市宣言について市長の考えをお聞きするところであります。

3 農業振興費の抜本的見直しを

3点目は農業振興予算の抜本的見直しということでお聞きをいたします。私も農業を始めると40年近くになりますけれども、この間の農政を一言でいうならば、私は生産調整をどう評価をするかというそのことであつたというふうに思っております。自分たちの田んぼに米

を作れないで他のものを作ってくれということでもあります。最初は減反でありました。とにかく休んでくれということ。それから生産調整ということで、余っているものをセーブして足りないものを作っていくということでありました。その実効をあげるために国は各市町村にいろいろな事業について、生産調整が100パーセント達成されているということの一つの条件としてきました。

しかし、40年が経過をした中で、今、国が農家に示しているのは、減反の面積を割り当ててではなくて、生産をする面積を農家に割り当てているわけでありまして。徐々に変化をしてきているわけでありまして。しかも民主党の政権になってからは、生産調整の参加、不参加は個々の判断であると。参加をする人は戸別所得補償方式できちんと国が補償をすると。自分で販売をする自信のある方は、その制度に参加しなくても結構ですというそういうやり方になってきたわけでありまして。

そうした中、23年度の予算の中でも各協議会に、大和・六日町には1,800万円、そして塩沢の協議会には1,000万円の補助金が支出をされる予定であります。この中身を見ればまさに100パーセント達成をすることを目指したお金であるわけでありまして。とも補償推進委員に対する手当、あるいは農区に対する助成、こうした今、国の姿勢が生産調整に参加する、しないは個々の判断だといわれている中では、この協議会への補助も私はその役割を終えたというふうに思っているわけでありまして。そして本来の休むために使うお金を、本当に農業振興、担い手育成に予算を配分する、そういうふうにやはり市も意識を変えていくべきというふうに思っていますが、市長の答弁を求めるところであります。

4 新規事業者に広告応援を

4点目は新規事業者に対して広告応援ができないかということでもあります。今回「秘書広報室」というものができました。本来の今までの広報というのは、市のやることを市民の皆さんにお知らせをするという、お知らせ広報が主体でありました。しかし、私はこれからは、この市報を最大限に利用して、もっと政策的に活用することはできないかというふうに思っております。

いつの時代でも自分の店を持ちたい、自分で独立して事業をやりたいという、そういう元気のいい人がいます。しかし、そういう人たちはやはり最初は資金難であります。そうした人たちを何とかお金をかけなくても応援することはできないかということでもあります。そこで先ほど言ったように、市報の中で新規に事業を立ち上げる人たちを紹介する。場所とか名前とか、あるいはいつからとかどういう内容だとか、そういうことを仮に市報のA4判に3人でも4人でも、その時々に出店をしようという人たちを応援をすることが、私はやはりお金をかけなくても市が応援しているんだよ、というその姿勢を見せることが私は大事なかなというふうに思っています。市が元気になるということは、とりもなおさずそこで暮らしている人たち一人一人が生き生きと活力を持って生活をして、初めて実行できることだと思っております。

そういう意味からして本当に小さいことであるかもわかりませんが、市も応援して

いるんだよという、その姿勢をこうした広報の中で本当に活用すべきかなというふうに思っていますけれども、市長の答弁を求めるものであります。以上4点、壇上より質問とさせていただきます。

市長 おはようございます。傍聴の皆様方ご苦労さまでございます。東北大震災については先ほども申し上げたとおりでありまして、改めてとにかくその被害の甚大さに驚いているところでありますし、当然ですけれども亡くなられた方々には心からのご冥福をお祈り申し上げたいと思っております。被災者の皆さん方には何しろ我々ができることを一日でも早く実行させていただいて、立ち直っていただくということをお祈りするばかりであります。そのためには先ほども触れましたように、市をあげてその支援体制を組ませていただきたいと思っておりますので、改めて議会の皆様方からもご協力をお願い申し上げるところであります。

笠原議員のご質問にお答え申し上げます。

1 厚生連介護施設誘致に最大限の支援を

厚生連の介護施設の件であります。この件につきましては、1月19日に厚生連とJA魚沼みなみと福祉課で市の介護施設の現状等について意見交換を申し上げております。その時点では具体的な施設整備のお話はございませんでした。ただ、戸田組合長からは公式のところではございませんけれども、2度ぐらい厚生連の施設をとにかく誘致をしたいというお話は伺っております。今月22日でありますけれども、厚生連とJA魚沼みなみ関係者との面会が予定されております。その席である程度具体的な厚生連側の構想が聞けるものだと考えております。

いずれにいたしましても、今、市の施設入所待機状況は2月現在で397人と。これを考えますと厚生連が介護施設を市内に整備すること、これについてはやはり積極的に対応していきたいと思っております。

これが例えば厚生連の介護施設100人定員を想定いたしますと、第5期事業計画に組み込んだ場合の課題といたしまして、前にもちょっと申し上げました平成37年に高齢者の人口がピークを迎えます。その人口をにらんでの施設整備をしていくということでありまして、それを過ぎた後の施設過剰、この状況がどういうふうにならぬか解消されていくのか、この辺がやや心配になる部分。

それから第1号被保険者の保険料への影響が月額400円程度であります。さらに今現在進行中の八海福祉会というのがございます。大崎の細越トンネルを超えたところに建設しようということでありまして、これが70床の特養整備、この影響が約300円程度であります。

そしてこの厚生連と八海福祉会の2施設の整備だけ これ100とした場合ですよ、5期では確実に月額5,000円を超える保険料改定が必要になると。これも一つはやはり懸念をする材料であります。

厚生連の構想に対する考え方でありまして、できればその地域密着型ということも厚生連側がお考えか否かと。このことが一つであります。先ほど触れましたように大規模

な100床とかという部分を一挙に建設いたしますと、保険料の負担という部分が非常に懸念されます。そういう部分がありますが、いずれにいたしましても議員ご指摘のように医療施設も県内では県に次ぐ大変大きな団体でありますし、反公共的な使命も担っているというふうには思っておりますので、我々もできる限りの協力をしながらこのことに取り組んでいきたいと思っております。

2 スポーツ都市宣言に疑義

2番目のスポーツ都市宣言であります。考え方は同じであります。スポーツがどうだ、こうだということが議員ちょっと何ていいますかこだわっておりますけれども、私はこれが例えばスポーツという部分、あるいは健康という部分であってもこれはいいと思うのです。ただ、スポーツという部分が大きく健康や医療・介護、子育ても含めて、これに影響していると。このことを申し上げたつもりであります。

今、社会環境の複雑化や食生活の多様化、こういうことによります生活習慣病の増加、あるいは体力の低下が非常にみられております。アンケートによります成人の週1回以上スポーツの実施率というのは、南魚沼市は33.8パーセントであります。新潟県が37.3、全国では45.3ということですので、非常にスポーツをする回数、時間が我が市民は少ないこういう状況であります。その中で豊かで住みよいまちづくり、市民の健康増進、こういうことを主眼にしながらスポーツ都市宣言、あるいはスポーツ健康都市宣言ということを考えていきたいということであります。

ですので、何ていいますか議員おっしゃったように唐突にスポーツ都市宣言ということをおんと打ち上げて、これは全く理解が得られないわけですので、この健康部門も先ほど触れました医療・介護、子育てまではこのスポーツ健康ということになるか否かは別にいたしまして、でも子育てもこのスポーツや健康ということについては大きなやはり関連がありますので、そういうものを包括した ですので名前がスポーツがいいのかあるいは健康がいいのか、あるいはスポーツ健康と含めればいいのか、これらについてはまだ確定をしたということではございませんので、その趣旨を生かしながら宣言をしていきたいと思っております。

3 農業振興費の抜本的見直しを

農業振興の件であります。私も実はこの23年度の生産調整といいますが、この配分の部分を受けまして、そして国がもう戸別所得補償そして価格補償というところまで踏み込んだ施策に入っておりますので、今までどおりの体制あるいは市の考え方であってはもうならないというふうに思っております。

今回23年度はそういう部分が発生する前の予算計上であります、はっきりとですね。ですので、これはJA魚沼みなみさんのときの会合であったか申し上げたのですけれども、今、計上している予算が先ほど触れていただいた1,800万円、あるいは塩沢が1,000万円ですか、これについて今までどおりの使い方に限定はするつもりはありません。ただ、いろいろの詳細がまだはっきりしませんので、今後について相談をさせていただきたいというこ

とであります。

その中で1月31日付けでありますけれども、農水省の構造改善課の方の課長の通達という部分でありますけれども・・・ちょっと揺れているかな・・・今までの水田農業推進協議会等を整理統合し、行政と農業団体等が協力して推進する体制について、農業再生協議会を設置するという国の方の考え方でもあります。これについて各地域の実情も踏まえて平成23年の春をめどに統合に向けた取り組みを行って、遅くとも23年度中に統合する方向で体制整備を進めていくことが適当と考えますと、こういうことでもあります。

水田農業推進協議会と耕作放棄地対策協議会と連携の上、関係協議会による話し合いに積極的に参画、整理統合に向けて検討を進めていただくようお願いしますと。23年度中の統合が難しい担い手協議会についても、農業再生協議会との密接な連携のもと、担い手の育成、確保に向けた取り組みについて効率的に実施する体制を整備していただきたいと、こういうことでもあります。国がそうだからという意味もありませんが、国も当然もうそういう方向に舵を切っているということでもありますので、そういうことに基づいて。ですから2,800万円の予算執行が、今現在想定をされて予算計上した部分と大きく異なっていくという部分もこれは想定はされるわけでもあります。

ただ、とも補償だとかそういう部分をこれからの説明会の中で、地域の農家の皆さん方が今の生産調整を受け入れるか否か。相当数が受け入れるといった場合は、このことはこのことでやっていかなければなりませんので、また新たな対応が必要になるのかもわかりませんが。いずれにしても、そう遅くない時期に今までとは相当違った体制を確立して、また農業の再生、振興を図っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

4 新規事業者に広告応援を

新規事業者の広告応援であります。質問の想定が、県内でやっております三条市だとか燕市だとかこういう部分を想定しておりました。これは有料広告なのですね。今、議員のご質問の壇上でのご発言は、有料ではなくて紹介程度だということでもありますので、これはこれでその整合性あるいは公平性等をきちんと検証しながら、その程度であれば その程度という言い方失礼ですけれども、であればページ数を増刷るとかそういうことはそう必要はないのかもわかりません。

有料広告であった場合は、ページ数の増刷とか、あるいは三条辺りも割合と少ないのですね、二つ、三つぐらいですので、さて本当に効果があるのかなという思いがありました。議員のおっしゃった方向であればまた改めて、応援すること自体はもうやぶさかではありませんので、市報を使つての応援という部分をどう整合性をとって、市民の皆さんからご理解いただけるかということをやっと検討させていただきたいと思っております。以上であります。

笠原喜一郎君 それでは、一問一答でありますので1番から再質問をさせていただきます。

1 厚生連介護施設誘致に最大限の支援を

市長は今回の答弁の中で、積極的に対応したいと。できる限りの協力をしたいということ

を言っていました。私も本当にこれがただ単に介護施設ということであれば、それは本当にさっき言ったように両者の話し合いであるわけですが、やはり将来への投資、そして厚生連という拠点をここに何としてもやはり持ちたいという、そういうことから市としてもやはり最大限の取り組みを願いたいというふうに思っています。

それで社会厚生委員会の中でも話があったわけですが、今の待機者の数だとかあるいは保険料についての説明がありました。しかし、私はそこでも話をしたことでありますし、たまたま国会の予算委員会をテレビで見ている中で出てきたことですが、平成12年に介護保険がスタートをして10年が経過をしたわけでありまして。本当にそのスタートのときに言われた理念というのは、家族で介護をやっていたのを、これからは社会全体でというということでスタートしたわけですから10年が過ぎたわけでありまして。

しかし、あの国会の論戦を聞いていた中でも明らかになりましたけれども、やはり幾ら社会でと言っても介護が必要になったことによって家族が離職をする、そういう現実が起きていることも確かであります。国会の中ではどのくらいの方が介護を理由に職を離れたかという中で、この10年間で毎年10万から合計で100万以上の方が離職をされているという話をされてきたわけですから。その話をでは、南魚沼市に当てはめたときにどうかという話をさせていただきました。

私は今回第5期の計画をつくるときに、それらのこともやはりきちんと調査をしていただきたいということでもあります。そして今は第4期、第5期の方を中心に、施設の整備状況を今計画をしているわけですが、本当に人口は減っています。しかし、市内の世帯は増えているのです。世帯が増えているということは、今までみたいに家族で介護をするということがなかなか難しい状況が私は予想されるというふうに思っています。

平成15年がピークだというふうにいわれていますけれども、私はこれからの施設の需要というのはそう落ちるものではないというふうに思っていますし、当面は何としても施設を整備していただきたいという、そういう住民の方の声というのは大きいかというふうに思っています。

そういう意味からして、施設整備ということと、それから厚生連のここに拠点を、拠点というか点を打つという意味合いから、いま一度市長の決意をお聞きをいたします。

市長 1 厚生連介護施設誘致に最大限の支援を

厚生連の皆様方がどういう施設整備を行っていくという計画がおありなのか、まだちょっと私も確認していませんので、先ほど触れました22日にはその話が出るものだと思います。

一般的な特養ホーム整備ということになりますと、厚生連さんという組織の大きさから含めて、例えば南魚沼市内に建設をしても魚沼三域ぐらいいわゆる受け入れ態勢という部分をとられるのか。この辺もまだ心配の種ではあります。例えば100床作ったけれども、魚沼市からも30だとか、あるいは十日町側からもこうだとか、湯沢町からもこうだとかという話になりますと、私たちの地域の皆さん方が非常に入居が少なくなる。ただ、地域密着

型も29まででありますので、それだとしても29名は南魚沼市内の皆さんを受け入れていただくわけですが、それではやはり数がその程度、そういう部分がちょっと心配の種類ではあります。

厚生連さんとの話は、介護施設も当然でありますけれども、医療の分野も協力できる部分がお互いありやしないかというかたちを、私はちょっと想定しているものですから、それらに踏み込んで率直な意見交換をさせていただきたい。厚生連さんが進出の意思があつてということであれば、当然ですけれども全面的に協力を申し上げていく。

この保険料であります、全国的にももう足りない中でどんどん整備を進めていきますと、1号被保険者の保険料も上がらざるを得ないわけですが、この辺が2号被保険者の皆さん方の保険料アップを、例えば国の方で考えていただいて、その部分での充当をある程度やっていただければ、1号被保険者の高齢者の皆さん方からそんなに月額6,000円だ7,000円だということをしなくても済むという状況もあるわけでありまして。

まさに社会全体で支えるということになれば、今の2号被保険者の年齢を下げるとかですね。これは国の方としてはいろいろやりようもあるかと思っておりますので、その辺も模索をしながらですが、当面は直接的に跳ね返るのは1号被保険者ですので、この上昇をいかに抑えるか。1億3,000万円ほどの基金をもしつぎ込むとしますと、想定される5,384円の月額保険料が5,095円ぐらいまでには抑制できるか。そういう試算も今行いながら、無理のない範囲をどう設定できるかということこれから一生懸命また協議していきたいと思っております。

笠原喜一郎君 1 厚生連介護施設誘致に最大限の支援を

福祉施設であっても、やはり医療と密接不可分、緊密な連携というのが必要だというふうに思っています。八色園はゆきぐに大和病院、みなみ園は六日町病院、そしてまいこ園は中之島診療所、越南苑は五日町病院というふうに、やはり近くに医療施設があるということが、私は介護施設であっても本当に安全・安心という部分では大事だかなというふうに思っています。

それから後はこの市内の中でいかに均衡ある整備をしていくかということでありまして。大和は八色園があり、そして八海福祉会が今度できます。それから大巻には越南苑があります。六日町にはみなみ園、あるいはこころの杜、それから坂戸に幾つかのものがあつて。そして上田、中之島につきましてはまいこ園があるわけですね。石打についてはミニ特養が開設をされております。そうしたことを考えたときに、私はやはり先ほど言ったように医療と介護が連携をしていくという意味からして、城内病院の隣接のところに設置をして城内、五十沢のターゲットをするという、そういうかたちがふさわしいのかなというふうに自分の中ではイメージをしているところであります。

そういうことも含めてこれから3月の22日の日に、厚生連の方々が市長と多分お会いになるのかなというふうに思っていますけれども、ぜひとも誘致というようなことで積極的にかかわっていただきたいということをお願いして、この部分については終わりにしたいと思

います。

2 スポーツ都市宣言に疑義

それから2点目のスポーツ都市宣言に移らせていただきます。先ほどスポーツや健康という部分を含めてというような話もありました。私もそれに本当に健康だけという部分で固執をするものでもありません。ただ、私の中で思っているのは、私が自分であるとき米を売るときに言われた言葉が、本当に自分の中では心にしみているところですけども、「笠原君、米を売ったかったら米を売っちゃだめなんだ」と。「その米ができていた南魚沼 そのときは六日町でしたけれども 六日町を売らなければだめなんだ」という話を言われたのです。山紫水明、水、山、空気、そしてそこで情熱を持って、誇りを持って作っている農家、そういうものがあって初めて日本一おいしい米ができるんだとよということを、食べる人がイメージするようなことが大事だと言われたのです。

私が今回都市宣言の中で健康という部分をあげたというのは、そのことなのです。これから基幹病院が整備される。そして市立病院が再編をされていく。今、心配をされているのは医師が確保できるかというそういう部分である。しかし、南魚沼市は市をあげてこの健康に対して取り組んでいるんだという、その姿勢があれば、よし、あの南魚沼市に行って医療に携わってみようという、そういう心意気を感じる医師というのも必ずやいるというふうに思っています。

ですから、市をあげて本当にこのことを、医療も、福祉も、介護もこのことを含めて、市民をあげて健康に取り組むんだという、そういう意味からして私は健康という部分を柱にするべきかなというふうに思っているところであります。

先ほど統合してというような話もありましたが、その部分について今一度お聞きをいたします。

市長 2 スポーツ都市宣言に疑義

例えばスポーツ都市宣言にいたしましても、目指すところは市民の皆さん方の健康増進でありますから、全くかけ離れたものではないわけでありまして。それを掲げる旗として、スポーツ健康と入れるのか、あるいは健康なのか、スポーツなのかということだけです。ですから理念的には全く変わっていませんのでそれはきちんと考えながら。ただ、健康的な生活を送るためにスポーツは欠かせないわけでありまして。この辺をうまく位置づけながらやっていこうと思っておりますので、まだ決定をしたとかそれにこだわっているということではございません。

笠原喜一郎君 2 スポーツ都市宣言に疑義

課内で十分に検討をしたり、市民の声を聞きながら、宣言をするについてはやっていただきたいということをお願いします。

3 農業振興費の抜本的見直しを

それから農業振興予算についてもう一度お聞きをいたします。市長も同じような認識を持たれているということでありまして。私もやはりそのように予算を有効に使うべきかなという

ふうになっています。生産調整が昭和45年だったと思いますけれども始めて以来、本当に国、県それから各市町村、どれだけの農業予算をここに投入したかと思うと、本当に多額の金額の予算が投入をされてきたわけであります。

しかし、残念ながら結果として今の食料自給率は40パーセント。あるいは高齢化が進んでいる、担い手が不足をしている。ましてや新規就農者がなかなか入ってこないという状況であります。そうしたときに私は今の戸別所得補償方式である程度平たく支援をするという中では、国がやっている以上は、市町村はやはりそうではなくてこれから担い手に支援を集中すべきだろうというふうになっています。

利用権の設定が1,350ヘクタールから1,450ヘクタールぐらいあります。しかし、それだけでなく、担い手の方が今現在個々に農業をやっている人でも、その作業を請け負っている人は、担い手であり、認定農業者であり、そういう人たちであるわけです。そうした部分にやはり市としても、私は予算を集中的に投下すべきかなというふうになっています。

前日、色彩選別機うんぬんというような話もありました。私はやはりそうしたことも農協からも多分要望事項としてあがってきていると思います。そのことがいいか悪いかは別としても、何としても人を育てる部分に予算を集中していただきたい。その人も、やはり担い手であるべきと私は思うわけですが、その基本的なことで市長のお考えをお聞きいたします。

市長 3 農業振興費の抜本的見直しを

この農業問題につきましては先般ちょっとどなただったですか、お答え申し上げましたが、いわゆる補助金をどんどん投入して、それで支援していくという方向からそろそろやはり脱却していかなければならない。補助金をやらないということではないですよ。補助金をしないということではありませんけれども、作らないから補助金を出す、やめるから補助金を出すという方向でなくて、農業に参入をしていただく。そして農業が生業として成り立っていく、そういう方向にやはり舵を切りかえるべき。ですから、例えば米であれば、今はこれだけ米が売れないわけでありますので、米を売る、そういう方向に行政としても一生懸命努力をする。そしてそこに一体的に補助制度が必要であれば構築していくということであります。

やはり農業が本当に業といわれて久しいわけですが、そう業になっていませんから、担い手あるいは若手の参入、これらも業として魅力があれば必ず出てくるものだと思っておりますので、そういう方向性をきちんとこれからまた打ち出していきたいと思っております。

いつも触れますけれども、それでは小規模のそういう兼業農家的な部分はどうするのだと。これはこれでまた独自の支援策等がないばかりではないわけであります。ただ、農業としてのその投資やそういうことでなければ、ただ単に大規模農家にはなりたくないから米を作って売る。そこに何か出せ、補助金を出せということでは、もうこれからは通用しないと、そういうことだと思っております。

笠原喜一郎君 3 農業振興費の抜本的見直しを

そういう方向で考えていっていただきたいと思っております。

4 新規事業者に広告応援を

最後に新規事業者に広告応援をということで再度お聞きをいたします。私は、人間というのは一番うれしいことは一体何なのかなというふうに考えたときに、やはり人から認めてもらうということだというふうに思っています。ですから、これから小さい店を持ちたいとか、あるいは独立をしてやってみたいとかというそういう人たちを、市も応援をしてくれているのだなという、そのことだけでも私はやろうという人というのは元気が出るのかなというふうに思っているわけです。

今、健康と美という一つのコンセプトの中で、各地に自分の家を利用して整体を始めるだとか、あるいはエステを始めるだとか、あるいはネイルサロンを始めるだとか、あるいは本当に小さいながらも自分でやってみたいという方が多々います。そうした人たちの、本当に市としても、おい頑張りよという意味合いを持って、先ほど言ったように広報の中で一覧を設けて、こういう人がこの場所でこういうことを始めますというお知らせをすることによって、後はその人が伸びるか伸びないかというのは、その人の努力であるわけでありましてけれども、まずスタートをするときに市として市民に知らせてやる。そうしたことができれば、ああ、ありがたいなというふうなそんな気持ちが私はするわけでありまして。

そういう意味からして今回、秘書広報室という部署ですか、新しくできるわけですがけれども、ただ単にお知らせ的な市報から、そうした新規に事業をやろうと、取り組んでみようという人を応援する政策広報に、私はやはり可能性があるのかなというふうに思っています。そういう意味でもう1回市長のお考えをお聞きいたします。

市 長 4 新規事業者に広告応援を

ちょっと調べましたところ市内に22年度に新規事業者がどのくらいあったかと。商工会における部分であります。15名でした。これがどういう状況になって今どうなっているのかというのはちょっとわかりませんが、以前にも六日町時代に、あれは何ショップだったか・・・(「チャレンジショップ」の声あり)チャレンジショップに補助金を出して賃借料を補助したという部分があったわけでありまして。そういうことから考えれば、例えばそれが5人であれ10人であれ、それに対しての不公平感というのはそう市民の皆さんが感じないのか。

方法ですけれども、市の広報誌にどうしても書き込むのか、あるいは共同で皆さん方がつくったチラシを市の広報誌に折り込んでやってやれるのか、いろいろ方法はあると思います。そういう部分では先ほど触れましたようにちょっと通告のときの想定と違っておりましたので、またきちんと検討させていただく。応援したい、応援してやろうという気持ちは十分持っているということだけご理解いただきたいと思っております。

議 長 以上で一般質問を終わります。

議 長 日程第2、第19号議案 南魚沼市及び南魚沼郡塩沢町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 第19号議案についてご説明を申し上げます。本件は合併に際して市町村の合併の特例に関する法律を根拠といたしまして、協議により地域審議会を大和地域、塩沢地域に設置をしたところでございますが、両協議会の委員の任期がずれておりまして協議会の共同開催や事務の執行上、支障が生じておりますので、今般一部改正をする条例を制定し、任期を統一したいというものでございます。

審議会の委員の任期は大和地域が本年3月31日まで、塩沢地域が本年9月30日までとなっており、6カ月間のずれを生じているところでございます。ここで塩沢地域の任期の6カ月前倒しを行いまして3月31日にそろえたいというものでございます。これは設置根拠であります南魚沼市及び南魚沼郡塩沢町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書17年告示22号で任期2年と定めがございましたので、その旨を協議書に登載する必要が出てくるものであります。

また、本件協議を変更しようとするときは、市町村の合併の特例に関する法律、第5条の4第4項の規定により条例で定める旨の規定があることから本条例を定めさせていただきたいものでございます。内容につきましては現協議書に附則第2項として議案記載のように、第5第1項これは任期2年とする旨の規定であります。これにかかわらず平成23年3月31日までを任期とする旨の特則を加えさせていただきたいものでございます。

また、附則といたしまして本条例は公布の日から施行させていただきたいものでございます。

なお、現委員15名の方々からは本件につき、全員のご同意を賜っておりますので、申し添えさせていただきます。説明は以上でございますがよろしくご決定いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第19号議案 南魚沼市及び南魚沼郡塩沢町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第19号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3、第20号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 第20号議案についてご説明を申し上げます。本件は行政財産の目的外使用について定めた条例でございますが、今般、教育財産である五十沢小学校並びに西五十沢小学校の統合により、両校の廃止及び新設の五十沢小学校にかかる部分の整備、また雇用能力開発機構の廃止に伴い、職業訓練共同施設たる魚沼地域職業訓練センターの譲与がされることとなりましたので、それぞれ目的外の使用について定めさせていただきたいものでございます。

なお、南魚沼市立学校設置条例の一部改正につきましては、平成21年3月定例議会においてご決定を賜っておりますし、雇用能力開発機構から譲与を受ける部分の設置条例については、現行の南魚沼市職業共同訓練施設条例が代表地番で位置を定めておりますし、建物が増えたという考え方のもとで同条例の改正はございませんので、あわせて報告を申し上げます。

新旧対照表でご説明を申し上げますので3ページをご覧くださいと思います。別表の改正をお願いしたいものでございます。2の教育財産関係(学校施設)の表、屋内体育館の部分で、現行は「五十沢、西五十沢」とありますが改正案のように「五十沢」を残し、「西五十沢」を削除するものですし、グラウンドの部分につきましては新設の五十沢小学校は中学校との共用のグラウンドでございますので、「五十沢及び西五十沢」を削除させていただくのであります。

次の4ページをお願いいたします。右の現行欄で4の公の施設関係として開発センター等を定めておりますが、現行の部分の(1)コミュニティ施設といたしましてその後に(2)として「職業訓練共同施設」の部分を表のように追加させていただくものでございます。

附則でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行をさせていただきたいものでございます。以上でございますがよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

岩野 松君 これに関係するかどうかなのですが、職業訓練所の調理室という部分がありますが、これも市民に開放してこういうかたちで利用してもらおうという考え方を理解しているのですけれども、今まで六日町地域の市民の調理としていろいろ活用していたのが保健センターにありました。それが使えなくなってここへ移動するというふうに考えられるのだらうと思いますけれども、それに代わるものというのはここに代わってずっとするかどうかということをちょっとお聞かせ願いたいのですが。

総務部長 この後ご提案を申し上げますが、保健センターが事務室ということで条例改正をするわけでございますので、今までその公で使っていた部分の調理実習とっていいのかわかりませんが、については職業訓練センターをお使いいただきたいということを考えておりますし、それについてはこの使い方と同じというので予定をしております。

す。以上でございます。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第20号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第20号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4、第21号議案 南魚沼市民の文化・スポーツ奨励棚村基金条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 第21号議案についてご説明を申し上げます。本件は旧六日町において棚村氏から寄贈いただいた原資1億円の基金化をいたしまして、その後毎年度、市民の文化・スポーツの向上を助長し、こころ豊かな地域社会の創造に資するというところとして、スポーツの奨励や文化の向上に果実を利用してきたところでございます。現在は低金利時代の中でなかなか思うような果実が期待できる状況にはないわけでございます。加えて本年が基金創設20周年に当たりますので、20周年記念事業を計画しているところでございます。そうしたことから今般20周年を契機に今後、元本も必要な部分を処分できるよう、条例改正をお願いしたいものでございます。

新旧対照表でご説明を申し上げますので3ページをお開きください。第2条の改正でございますが、基金の額は、1億円とするとの定めから、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする、に改めさせていただきたいものでございます。

加えて第6条で基金に編入された額の範囲内において、いわゆる果実の範囲内においてという部分を削除させていただきたいものでございます。

なお、基金の処分の用途につきましては規則に委任され、かつ審議会の議を経ることと規定をされておりますが、同条例施行規則で一つは市長が市民の文化の向上を助長するため、音楽、演劇、公演及び美術品展示等を開催する必要経費に充てること、2番目が市長が市民のスポーツの普及振興及び競技水準の向上のため後援会、模範演技実技指導等を開催するに必要な経費に充てること、3番目が市民でスポーツの国際大会、国民体育大会、その他、市長が認める大会に出場するものに支給する推奨金に充てることに制限列举をされているものであります。

附則でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行とさせていただきたいもの

でございます。以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議 長 質疑を行います。

岡村雅夫君 今説明を聞いていると非常に貢献して20周年を迎える基金というような説明があって、その後の後段の説明がどうも積極的なという感じに私はとれなくて、消極的にこう縮小していくというように感じるのですけれども、その辺もう少し説明を。要するに1億円を堅持するためにもう一般会計から繰り出してでもその基金として残していこうという考え方があるのかどうか。その辺がどうもはっきり聞こえないのですけれども。

総務部長 1億円を残していこうということではなくて、必要な場合は原資も使わせていただくという考え方でございます。(「積極的だか消極的だかということをつ」の声あり)それは事案によるわけですので、ここで積極的にそれをどんどん取り崩していくということにはならないかもしれませんが、必要に応じてということでございます。以上でございます。

岡村雅夫君 事案によっては積極的だと。要するに基金は1億円として今まで決めておいたわけですね。それがまあまあ、いろいろの事情で積みなくなってきたというふうにとらえて、要するに原資を使って今までの事業を行くところまで行くと、こういう感じに私はとってしまうのです。ですから私はそうではなくて、市長はいつでも言いますように基金はそれなりに今あるんだと。積んできたんだということであるならば、何でこれを存続させて今までと同じで、もっともっと積み増ししていこうというようなのが積極的な考え方だと私は思うのです。それがどういう趣旨なのか、そこが私は、まあまあ六日町からあったということですのでわからなくてなのですが、原資を使って処分できるという方がどうも強調されているような感じが私はします。その辺が要するに基金が少なくなり、昔は基金の利息でかなりのことができるという考え方だったが、今は利息があてにできないということは、どんどん繰り出していかなければならない。原資を持ちながらということは繰り出していかなければならないということだと思えます。そういうふうにしてしようという考え方なのか、その辺が賛成する、しないの私の分岐点です。よろしくどうか。

市 長 これは先ほどちょっと部長が説明に触れましたように、六日町時代に棚村さんという大阪に出られた方から1億円のご寄附をいただいた。そして当時、用途は定めませんということで確かあったのですけれども、大谷町長さんのときだと思のですが、棚村基金として後世の子どもたちの、特に文化・スポーツこういうことに充てようと。当面は基金運用の中で果実をそのことに充てようということで20年間きたわけであります。

低金利にもなりましたし、十分に例えば棚村さんのご意思を生かせる状況か否かということをお考えすると、これはどうも十分ではないと。例えば今年間500万円この基金を取り崩したとしますと20年続くわけですね、また20年間。1億円あるわけですから。ですので、今のもう皆さん方に、この基金の名前がなくなるとかどうとかではなくて、棚村さんという方のそういうご意思をきちんと市民の皆さんからもっと実感してもらいたいと、そういう

思いです。

今はスポーツ関係の、さっき言いましたが全国大会等に出場される皆さんに奨励金を差し上げていることと、あとはスポーツ振興公社の独自事業になんかちょっと利用している。ですから一般的に本当に市民の皆さんにこの棚村基金という存在が、ありがたさが浸透しているかという、やはりどうも疑問に感じざるを得ない。そういう中でもっともっと幅広く活用できる部分があれば、それをしていこうということですので、当面今回は20年の記念事業として昭和の子どもたち展というのを今計画しております。昭和の子どもたち人形展ですけども、これはすばらしいものであります。そういうふうにしてもっとやはり棚村さんのこの存在、基金の存在意義といいますかそういうことを。結局合併してから大和、塩沢地域の皆さん方はこのことはほとんどわからなかったわけでありますので、そういうことも含めてということですから、積極的に使っていこうということであります。そういうふうにご理解いただきたい。

岡村雅夫君 私はこれ積極的にという意味はそういうふうにとらなかったもので。実は私個人的なことになって申し訳ないのですけれども、大和でありながら子どもが六日町高校へ行っておりまして、これで賞をもらった経験がございます。そしてまたいろいろな優秀な選手たちを激励するときに、どうもこのお金を使っているのだなというふうに私は理解していましたので、何ら問題はないのではないかなど。ある程度財政運用もよろしいという話でありますので、あえて宣伝をする方がいいのであって、何といたしますかこう食いつぶしていくというようなふうに私がちょっととってしまったもので。

そうではなくて、やっぱり基金は可能な限りそういったやはりゆとりの部分ですよね、このスポーツあるいは文化のそういうのに充てていこうということで、私は反対はしませんけれども、積極的にその原資を残そうという努力。要するに何らかの繰越金なりがあったときにはとか、何らかの収入があったときには、そこに付け加えていこうではないかというような考え方が必要です。また将来金利も上がる時代がくるかもわかりませんし、その辺、それほど今緊迫した状況で、この1億円を使ってでも取り崩してでもいかなければならない状況だというふうに、私はどうも市長の話の聞いていると思わないのですが、その辺、なぜそうなったのかというのをもう一回聞いておきたいなというふうに思います。

市長 なぜそうなったかと先ほど申し上げたとおりでありまして、では例えば今おっしゃったようにそうだからもう毎年、毎年、1,000万円でも3,000万円でもみんな使って早く絶やそうなんて気は全く持っておりません。もっと市民の皆さん方にこの棚村基金という存在がきちんとわかるように、例えばそういう対象範囲を広げることがあれば、それはやはり広げていかなければならない。そういうことです。

ですから、市民の皆さんのために使うわけですし、ここから取り崩してあれにしよう、これにしようなんていう考え方は全くございませんので、それはこの中できちんとやっていくと。そして別に無理して事業がないのに取り崩してやろうなんてことは考えておりません。余裕があって積めれば積んでおきますし、それはもう全く柔軟に考えますけれども、棚村基

金という存在意義、あるいは存在価値を、もっともっと皆さん方にお知らせもしていきたいとそういう思いもあるということでご理解いただきたいと思えます。

塩谷寿雄君 担当部にお聞きしますけれども、去年、いろいろな事例で相談に行ったときにだめになった件があるのですけれども、そういう部分はこの改正によって、今年変わる、今年度というかこの次からはよくなることと考えてよろしいですか。

教育部長 お答えします。2月24日に審査委員会を実施しました。その件について検討した結果、引き続き検討中ということで結論は出ておりません。それで今のところやって基金活用をしているのは、小学生対象の音楽鑑賞とか文化鑑賞が主です。それと国体等出場推奨金ということで二本立てでやっております。20周年記念で演劇と中学生対象ということで増えておりますが、この基準については引き続き検討させていただくということでまだ結論は出ておりません。以上です。

塩谷寿雄君 本当に全国大会という名前は違うにしろ、そういう大会で多分私、担当部にご相談に行ったと思うのですけれども、そういった面で委員会があるのでしっかり審議していただいて、ぜひ活用できればと思えます。以上です。

中沢俊一君 今の市長の答弁を聞いていまして考えたことがあるのですけれども。積み増しができれば積み増しをしていきたいということでありましたが、いきなりぼんと1億円も出してくださるという方はなかなかいられないにしましても、この棚村基金ということをしてPRしながら、例えその5万円でも3万円でも、こういう趣旨に賛同するという方もいらっしゃると思うのですよ。そういう方の小口の有志を棚村基金というかたちでまた集約をして積み増していくというあたりはいかがでしょうか。

市長 毎年、件数も含めて相当数のご寄附がございますので、その都度、意志を確認させていただきながら、もう目的的に福祉事業に使ってくれとかというそういうのがございますが、市長お任せというのもございますので、そういう部分について今議員おっしゃったようなことでお話も申し上げて、やはりご本人のご理解がいただけないと、何でもいから使ってくれともらっておいて、そっちはそっちへやったではやっぱりちょっとあれです。ご提言のように極力そっちの方へご協力いただける方があれば、積み立てをしていくということも考えなければならぬと思っております。

腰越 晃君 だまってやり過ぎそうかと思ったのですが、今の4番議員の質問、これに対する教育部長の答弁。先ほど来の質疑に関連しますけれども、この1億円を場合によっては、事業内容によっては取り崩していこうと、いく可能性があるという、そういう提案だと理解したのですが。今ほど、審議委員会ですかこれを開いて決めていくと。で、採用する基準については、内容についてはまだ決まっていないということで、この条例改正だけ先行してやるというのは、ちょっとこう疑問に今思ったのですけれども、その審議委員会の採用基準これはどのように考えているのでしょうか。

教育部長 お答えします。9月の議会で牧野議員からスポーツの件も含め、文化面についてももっと考慮できないかという質問がありました。24日の審議会ではかなり突っ込ん

で協議をしまして、なかなか特に文化面についてが基準が作れないということで決定には至らなかったのですが、十分急いで結論を出す必要があるというのはわかっておりますので、引き続き急いで次回の審議会では検討してまいりたいと、そのように思っています。以上です。

腰越 晃君 早急にそういう基準を作った上で、この基金の利用に入っていただきたいというふうに希望します。ただ、そういう中で先ほどの市長の答弁では人形を使った昭和の子ども展というのを今検討しているという話なのですが、整合性はどうなっているのでしょうか。

市長 先ほど総務部長が触れましたように、市長が必要と認める部分に該当すると。それともう一つ中学生対象の映画鑑賞だったか・・・映画鑑賞。非常に感動的な映画ということでありまして(「演劇」の声あり)演劇ですか。市内の皆さんも一緒になってなんか参加できる。これはもう市長の考え方、そういうふうにご理解ください。特に趣旨に外れたということは全くございませんのでよろしくお願いいたします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第21号議案 南魚沼市民の文化・スポーツ奨励棚村基金条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第21号議案は原案のとおり可決されました。

議長 休憩とします。休憩後の開会は11時10分といたします。

(午前10時54分)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時10分)

議長 日程第5、第22号議案 南魚沼市地域活性化・住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 第22号議案についてご説明を申し上げます。本件は国の平成22年度補正として創設をされました地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金1,000億円の配分の中で、先の専決による部分で1次配分を計上いたしまして、3月補正の中で2次配分を計上いたしたところでございます。

この交付金につきましては消費者行政、DV対策、自殺予防などの弱者対策や、自立支援、

知の地域づくりといったことを想定をしております、きめ細かな交付金とは意味合いが少し異なりますので、初日の一般会計補正予算第8号でもお話をいたしました、この交付金の2次配分分3,389万2,000円のうち、3,041万4,000円をこの条例による基金として積み立てまして、23年度予算で1,520万7,000円、残りを24年度予算の財源とするために留保させていただくこととしたいものでございます。

基金につきましては地方自治法第241条に規定され条例で定めるところにより、資金を積み立てることができる旨の規定がございますので、それにより条例化をお願いしたいものでございます。

条例は全6条からなっております、第1条が設置規定であります。中ほど光が十分当てられてこなかった分野に対する事業の費用に充てるため、本基金を設置するものでございます。

第2条は基金の額でございますが、歳入歳出予算で定める額ということでございます。

第3条に管理、第4条で処分、第5条で運用益金の処理、第6条が委任と定めたものでありまして、ほぼ一般の基金条例に同様でございます。

次ページであります。附則として第1項で施行期日は公布の日から、第2項で本条例は平成25年3月31日限り、効力を失うという、いわゆる時限立法ということでございます。以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第22号議案 南魚沼市地域活性化・住民生活に光をそそぐ基金条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第22号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6、第23号議案 南魚沼市立幼稚園設置条例及び南魚沼市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について、及び日程第7、第24号議案 南魚沼市学校給食センター条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

教育部長　それでは第23号議案、今回の南魚沼市立幼稚園設置条例及び南魚沼市立幼稚園保育料徴収条例の廃止につきましては、南魚沼市立浦佐認定こども園の設置に伴い、南魚沼市立浦佐幼稚園が廃止となります。よって条例を廃止するものです。

それでは23号議案をお開きください。廃止する条例につきましては記載の南魚沼市立幼稚園設置条例、もう一つは南魚沼市立幼稚園保育料徴収条例となっております。附則としましてこの条例は平成23年4月1日から施行します。経過措置としましてこの条例の施行の日前に廃止前の南魚沼市立幼稚園保育料徴収条例の規定により課せられ、また課すべきであった保育料の徴収、その他の行為に関しては、同条例はこの条例の施行後もなおその効力を有する。

続きまして次に第24号議案をご説明します。今回の南魚沼市立学校給食センター条例の一部改正につきましては、南魚沼市立幼稚園設置条例の廃止に伴い、条例の一部を改正するものでございます。それでは第24号議案をお開きください。2ページの新旧対照表をお開きください。現行としては第1条に市立の幼稚園と記載されていますが、改正案ではこの幼稚園を削るものでございます。

なお、附則としてこの条例は平成23年4月1日から施行するという事です。以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　一括して質疑を行います。

佐藤　剛君　では1点だけお聞きしたいと思いますが、23号議案の関連で幼稚園の設置の方はいいのですけれども、幼稚園保育料徴収条例それらについて規定されて賦課されたものは残すという、今後もなお効力を有するということなのです。それは当然だと思っておりますが、条例がなくなったりした中で、例えば滞納があるかどうかわかりませんが、保育料とか給食費とかそこら辺をどこがきちんと責任を持って先々といいますか、その管理というか、それを引き継ぐのかということ、教育委員会だと思っておりますがそのところをちょっと確認したいと思うのですが。

教育部長　教育委員会で引き継ぎたいと思っております。

岡村雅夫君　給食センター条例で幼稚園を削ると、幼稚園がなくなるわけですから。そうすると認定こども園というのは、そっちの条例がどうなっているのかわかりませんが、認定こども園というのは給食センターからはいかないということで理解していいのかをひとつ。要するに自校、一般の保育園と同じように保育自校方式、自園方式ですか、そういうことで理解していいのかひとつお聞きいたします。

教育部長　浦佐認定こども園は保育所型認定こども園ということで、施設が浦佐保育園になっております。

2点目のご質問の給食については自園方式で行う予定という方が行います。以上です。

岡村雅夫君　これから指定管理というかたちで認定こども園が始まるわけですが、ちょっと確かめておきたいのですが、大体公設民営ということでありますので、今後給食等が選択要するに自園方式が外部委託というようなことが認められるようなこども園だという話

も聞いているところがあるのですが、そういったことは指定管理の中できちんと謳われているのかどうかひとつお聞きします。

もう1点はちょっと外れるかもわかりませんが、認定こども園というかたちが出ましたのですが、いろいろな委託経費の中で施設維持費というのがかかると思うのです。今は給食の部分の話をちょっとしたのですが、例えば冷暖房の問題等で整備をしてもらっていても、ちょっと採算に合わない方式で経費がかかるというようなことであれば、それも見直しがきくのかどうか。そういった条例の委託の条項を若干一つお聞きしたいなと思います。

福祉保健部長　　まず1点目の給食の質問でございますが、給食につきましては指定管理者側に一応給食の調理そういったものを任せているというようなことございまして、最終的に指定管理者がまた民間に委託をするというような方法もあり得るといふふうに考えております。

それから費用負担の問題ですけれども、一応今、保育料の他の費用負担については、浦佐認定こども園については月額500円というようなことで保護者に説明をしてありますので、施設の維持費といいますか、そういったものの負担というのは保護者には求めないということで今保護者の方には説明をしてあります。以上でございます。

岡村雅夫君　　調理を民間委託もできるというその辺は、もうそういうふういきちんと理解をされてというか、私は市並みというかたちで市が保育をしたらということから追ってみると、民間委託も可能ということ、ここで本当は聞きたくなかったんですね。それはもう義務だというぐらいのかたちになっているのか、どうかその辺ひとつお聞きします。

あと費用負担の問題について、あの施設を維持管理していく中に、非常に不効率な部分も多分出てくる。要するに冷暖房の部分は私はそういう可能性があると思ってみているのですが、それは大丈夫だといえばそれまでなのですが、要するにペレットボイラーで冷暖房もすると。暖房はともかく冷房もするという話も聞いたもので、私はかなり効率の面からいって大丈夫だという話は担当の設計とかに聞いているのですけれども、その燃料費自体がかなり高いのですね、高いと思うのです。そうした場合にはもし費用負担等の問題で、幾らでも自分たちで更新なり、要するに変更していった方がいいのかどうか、その辺の話を聞きたい。

福祉保健部長　　給食の話でございますが、給食につきましてはそういった将来的に民間の方への運営委託といいますか、そういったこともできるということで、今のところすぐするという話ではございません。

それから費用負担の話ですけれども、保育園につきましては保育料の他の費用負担については、他の保育園と全く同じというようなことで、我々の方も保護者の方にはそういうふうな説明をさせていただきます。維持費が非常に余計になるという話であっても、その分を保護者の方にこう負担するといいますか、そういったことはしないということでございます。

岡村雅夫君　　調理については今までも何回か聞いている範囲では、市並みという話があったと思うのです。ですから、そういう条項をまず削って、それに踏み切らなければならぬ事態が起きたときにお話をし、市の状態もそうだというようなことで、まあまあ例えば民

間委託なりあるいは外注なりというようなかたちが、どうしてもそういうふうになるのかというあたりはともかくとして、私は最初からそれができるといふ今の答弁については、やっぱり厳格にやっていただきたいなと。そうすることによって本当に特殊な、あるいは特徴を持った保育をするというような話まであるわけでありまして。調理の部分に関してもいろいろ今言われている部分があると思うのです。食育とかそういう問題からしてみても、外部委託というのは外注ができるというようなかたちは、やはり今後、今できるということで契約というかたちはいかがなものかなと私は思います。ひとつその点もう一回お聞きしたい。

私は費用負担は保護者に向けるかどうかではなくて、受託事業者が維持費がかかって大変だなという、例えば消雪の井戸にしてみてもです。そういうのまでみんな含んだ委託費になっていると思うのです。その辺でその範囲内でどうしてもやるということになると、赤字が出せないということになれば、補てんがしていただけないということになると、その中で何を削っていいかというその試行錯誤が出てくるときに、ではより効率的なものを施設の整備を変えていただきたいとかそういうものが出てきやしまいかということです。そうしたときに、いや、あくまでも委託費でやっていただきます、基準はこうでありますと。この施設を使ってでありますということなのかどうか、ひとつお聞きしておきたい。

福祉保健部長 給食のお話でありますけれども、外注うんぬんという話ですが、先ほども申し上げましたようにすぐに萌気会が外注をするというようなお話ではありませんし、もし将来的にそういった話が出た場合には、萌気会だけの判断ですということとは決してないというふうに思っていますし、私どもの方と一緒に話をしながら進めることだというふうに思っています。萌気会の独自の判断ということはないというふうに思っております。

それから負担の話ですけれども、負担については今・・・(「負担ではない」の声あり)はい、維持費の話ですけれどもそれが膨らんできた場合というような話ですけれども、その件については、一応今、萌気会さんの方に運営費の委託をするのは、国の基準額を萌気会さんの方にこうやって、その中でやってもらうということです。けれども、先ほど議員がおっしゃられたように、負担が非常に膨らんでくると。消パイだとかいるんなそういうふうなものが膨らんでくるということになった場合には、その時点で指定管理者側と市の方できっちりとまた話をして、費用負担をどうするかと。決してその費用負担を保護者の方にといいことはできませんので、市と萌気会の方できちんと話し合っただけで進めるべき話だというふうに認識をしております。

市長 後段の方ですね、ペレットボイラーのことを確かご心配なされているのでしょうけれども、これは導入したときにも、ご存知のように国の補助金が相当入っている施設でありますから、使い勝手が悪いからすぐ変えますなどということとはできません。できませんのでそのとおりやっていただくということでもありますし、例えば燃料が高騰してということであれば、それはそのときの市と萌気会の費用負担の中で十分打ち合わせができることです。いわゆるその燃料がこれから高騰するということは、私はあり得ない。ペレットは普及が進めば進むほど燃料は下がっていくわけでありまして。どういうことになっても園の

都合で、指定管理者の方の都合で、それをやめたとか新しいものにする、そうすると補助金返還というかたちが出ますから、それはあり得ないというふうに考えてください。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第23号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第23号議案 南魚沼市立幼稚園設置条例及び南魚沼市立幼稚園保育料徴収条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第23号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第24号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第24号議案 南魚沼市学校給食センター条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第24号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、第25号議案 南魚沼市トミオカホワイト美術館条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育部長 第25号議案について提案理由の説明を申し上げます。今回の南魚沼市トミオカホワイト美術館条例につきましては、財団法人八海山「白の世界文化村」が解散し、南魚沼市が残余の財産を引き継ぎ南魚沼市トミオカホワイト美術館として運営することに伴い制定するものでございます。それでは資料第25号議案をお開きください。1ページからご説明します。

第1条(設置) 富岡惣一郎を中心とした美術作品及び資料の収集、展示等を行い、市民の芸術及び文化の向上を図るため、南魚沼市トミオカホワイト美術館を設置する。第2条(位置)につきましては、現在の美術館のある位置でございます。第3条(指定管理による管理) 美術館の管理は、指定管理に行わせるものとする。第4条 指定管理の業務については記載のとおりです。第5条 開館時間については後ほど別表第1で説明したいと思います。

2ページをお開きください。第6条（休館日）毎週水曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日ということで、これは現在の美術館と同じ休館日になっております。第7条から第17条については記載のとおりでございます。

それでは附則第4ページについてご説明します。1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。2 指定管理者不在等期間の管理業務について記載されております。第7条から第13条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」とする。ただし、第11条の第3項の規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。というふうになっております。

それでは別表第1についてご説明します。開館時間についてです。4月1日から11月30日までは、午前9時から午後5時まで。12月1日から3月31日まで、午前10時から午後5時まで。

入館料についてですが、小学生、中学生、高校生については、個人では300円、団体20名以上は200円、その他の皆さんについては600円、団体については500円、学齢に達しない者については無料というふうになった。この開館時間及び料金については、今までの美術館と同じになっております。以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 2点ほどお伺いいたします。この条例を制定することによって20年を経過したこの施設でありますけれども、こちらを整備をしながら美術館としてやっていこうというのが市の考えではないかと思いますが、単独で美術館を持ちますと学芸員等の専門職といたしますか、それもまた単独で採用というようなかたちになります。そうすると市内に池田や今泉がありますので、そこら辺との専門職の方の協働といたしますか、そちらをうまく考えていくべきではないかと思いますが、そこら辺の考えはどうかということと。

もう1点は指定管理者の方に委託ということでありましてけれども、指定管理者の方といってもなかなか厳しいものがあるので、恐らく教育委員会部局の中ではこうではないかというかたちの方がいらっしゃるそうだとすけれども、当然公募をしてやるでしょうが、専門職を持ったものについての公募というのは、なかなか集まらないというのが一般的であります。そうすると先ほど申しましたようにやっぱり池田、今泉との共用といたしますか、そちらを考えた中で指定管理というところになるのではないかと思います。その2点についてお伺いします。

教育部長 今ほどご指摘のように、南魚沼市には池田記念美術館、今泉博物館等素晴らしい美術館がありますし、そこに学芸員がいますので、連携し表現し有効にしていきたいなと思っております。それで当面は直営ということで臨時2名、その1名については学芸員の資格がある方について確保させていただきました。

ただ、市の考え方としては文化振興班に4名の人間がいます。4名のうち係長と1名の職員を中心に、市全体の美術品をうまく表現していきたいというふうに思っています。それで

現在どういう対応をしたかといいますと、既に3月12日から7月11日の企画展については決まっております、12日ですから既に始まっております。白の世界、越後の風景そして春ということで、この企画展の準備においてはトミオカホワイト財団とうちの職員とで引き継ぎを兼ねながら展示をしておりますもので、十分職員の力、他の美術館と連携で立派な運営ができると確信しております。

岡村雅夫君　この財団経営ではなかなか大変だったということで、こういった事態になってきているわけですが、聞くところによると施設整備もしなければならぬという話です。とりあえずこの指定管理者制度でやるということになりますと、今までの状況を見て収支が合うためには委託費をもらわなければならないと思うのですが、その点をどれぐらいというふうにとらえているのか。指定管理者が決まらなければわからないという話になってしまうかもわかりませんが、今まで株のもの、あるいは寄附等があって、また市の持ち出しがあってというようなことだったと思うのですが、その辺をいかように考えておられるのかひとつお聞きします。

それからまた市がもとになって運営するということであって、それを委託するというかたちのようですが、池田記念美術館については、入館料についてですが高校生以下は確か無料だと思っております。そして多分入館料一般の方々は500円かな。そういったところをちょっと検討した結果、こういうのかどうかひとつお聞きしたいと思います。

教育部長　新年度予算で1,200万円程度の、直営で運営するということでの予算計上はさせていただいております。それでは、じゃあうまく運営できるかどうかということなのですが、担当教育委員会としてはこういうふうを考えています。当初ピーク時で3万ちょっとの入館者が9,000まで落ち込んだのについては、我々、財団に任せたというか財団の運営のよさと、運営のちょっと心配な部分がありまして、我々としては市民、議員の皆さんも含めて我々がトミオカホワイトの美術品の価値をいかに確認して、我々がお客を呼び込むということが一つ大きなポイントとなっております。

この間、新聞で見てもらったとわかるのですが、長谷部館長による職員組合50名による南魚沼市にある博物館、美術館の美の価値ということで講演会を開きました。1時間半、職員は一生懸命聞きました。私はこういうことが一番大切であり、誘客というか入館者が増えるということにつながってくるというふうに思っています。

それとあと、ボランティア学芸員だとか城内中とセットして、子どもボランティア学芸員だとか、それからアウトリーチだとかいろいろトミオカホワイトではやれなかった企画をやりたいなと思っておりますので大丈夫だというふうに思っています。

それともう1点、入館料については当面、ホワイト美術館の入館料を引き継ぎをさせていただいております。池田記念美術館の例もよくわかるのですが、今現在は前美術館と同じ金額をとる予定をしております。今後の検討にしたいと思っております。以上です。

岡村雅夫君　今、委託費は伺いましたが、今までの株の配当とかそういった寄附金の問題というのはもう考慮できないという考えでいいのか、もう1点お聞きしておきます。要す

るに市の持ち出しというか、委託費でやっていただくというようなかたちなのかひとつお聞きしておきます。

教育部長 予算の計上の中には寄附金というのは計上してございませんが、当然今までの関連からスポンサー的に好意を持って寄附金をいただいていますもので、それについては引き続き頑張っていきたい、いただくことができればいただきたいなというふうに思っております。

岡村雅夫君 さっき聞けばよかったのですが、もう1点。施設を20年たっているということで、なかなか屋根材とか外壁とかいろいろな問題が出ているように聞いているのですが、そういった整備費というのは今後の補正等ということになりますが、検討はされているのかどうかひとつお聞きします。

教育部長 20年たっているということで大分心配な部分ではありますが、今回引き継ぐ上では当面は改修等の必要性はないものと判断しています。ただ、20年ということで今後引き継ぎにあわせて詳細に建物を見て調査していきたいというように思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

討論を終わります。

議長 採決いたします。第25号議案 南魚沼市トミオカホワイト美術館条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第25号議案は原案のとおり可決されました。

議長 休憩とします。休憩後の開会は1時ちょうどといたします。

なお、議員の皆さんはこのままこの席にお残りください。

(午前11時43分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長 なお、ここで消防長より南魚沼市の消防の体制で、今回の大震災に向けての動きが出ておりますので報告を求めます。

消防長 それでは私の方から消防本部の今の動きを報告申し上げます。県の緊急消防援助隊、当日11日は一次隊で約120名が東北の方へ入っております。ようやく私どもの方に今朝4時に、佐藤指令以下7名が消火隊として県の二次隊の一員として今日、東北の方へ向かいました。4時に私の方で見送りをしたところであります。

今現在ですが7時に上川サービスエリアへ集結して、それから隊列を組んで磐越道、東北道を仙台でとりあえず降りまして、下道であります。まだまだ私どもの目的地は石巻であります。女川原発のすぐ横なのですが、そちらの方へ消火隊ということで県の隊と一緒に動いております。先ほど無線連絡が入りましたが、現場まではまだもう少し時間がかかると、現場までにはかかるということでありました。おおむね2泊あるいは3泊の予定で今、現地に入っておるところであります。以上でございます。

議長 以上で消防長の報告を終わります。

議長 会議を開きます。日程第9、第26号議案 南魚沼市子ども・若者育成支援センター条例の制定について、日程第10、第27号議案 南魚沼市青少年問題協議会条例の一部改正について及び日程第11、第28号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。3件について提案理由の説明を求めます。

教育部長 第26号議案の提案理由のご説明を申し上げます。今回の南魚沼市子ども・若者育成支援センター条例は子ども・若者育成支援推進法の施行をうけ、南魚沼市の子どもから若者まで途切れない支援体制を築くため、新たに子ども・若者育成支援センターを設置することに伴い制定するものでございます。子ども・若者育成支援センターは今まで教育委員会にあった教育支援センターと青少年育成センター、そして家庭教育及び勤労青少年ホーム機能を併合するものです。また、センターは教育委員会と福祉保健部の内部連携はもとより、ふれあい支援センター、保健所、児童相談所等の外部との連携を行い、子ども・若者育成支援のネットワーク整備を図ります。

それでは条例の内容についてご説明します。26号議案をお開きください。第1条(設置) 子ども・若者育成支援推進法に基づく支援の推進を図るため、南魚沼市子ども・若者育成支援センターを設置する。第2条(位置) については現在の勤労青少年ホームのある二日町でございませう。第3条(管理) センターは南魚沼市教育委員会がこれを管理する。第4条(事業) については1番から7番まで記載のとおりでございませう。裏面をお開きください。

第5条(職員) 子ども・若者育成支援センターにセンター長その他必要な職員を置く。第6条(運営委員会) 子ども・若者育成支援に係る計画及び子ども・若者育成支援センターの活動について協議するため、南魚沼市子ども・若者育成支援センター運営委員会を置く。運営委員会の委員は教育委員会が委嘱します。

附則としてこの条例は、平成23年4月1日から施行する。

続きまして第27号議案をご説明します。今回の南魚沼市青少年問題協議会条例の一部改正につきましては、南魚沼市子ども・若者育成支援センター設置に伴い、条例の一部を改正するものでございませう。改正内容については議案資料に基づいてご説明します。

第27号議案、3ページの新旧対照表をご覧ください。現行については5条 協議会の庶務は、社会教育課において処理するとなっておりますが、改正案としてこの協議会の庶務は、子ども・若者育成支援センターにおいて処理するというふうに改正させていただきます。

なお、この条例は平成23年4月1日から施行する。

それでは最後に第28号議案をご説明します。今回の南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正につきましては、南魚沼市子ども・若者育成支援センター設置に伴い、条例の一部を改正するものでございます。それでは28号議案をお開きください。新旧対照表をお開きください。第5条現行で南魚沼市職員旅費に関する条例を設定したときに、設定年と条例番号を記載すべきであったのが、欠落しておりましたもので今回記載するものでございます。次に第4ページをお開きください。別表第2に子ども・若者育成支援センター運営委員会を加えるものでございます。

以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 一括して質疑を行います。

寺口友彦君 26号議案関係でお伺いいたしますが、この事業の目的が7項目掲げてありますけれども、この中に若者の働く場所、環境づくりにも資するような目的というものがちょっと見えない部分がありますけれども、多分就労支援まで含めた若者育成支援センターになるものだというふうに思っていたのですが、そこら辺のお考えを伺いたい。

もう1点は第6条(運営委員会)でありますけれども、運営委員会費用弁償等はわかりましたけれども、この運営委員会のメンバーとその人数等についてどのような想定をしているのかということをお伺いします。

教育部長 ご指摘の部分については(7)各全号に掲げるものの他、という部分で、当然その二つ対策だとか就労対策については中に含まれております。

それから2点目の運営委員のメンバーについては、少し走りながらちょっと考えてみたいなと思って、今の段階では詳細には決まっておりません。

佐藤 剛君 では1点だけお聞きしますけれども、学校教育を離れてそしてまたなかなか社会に出てこれられない方とか、そういう方がずっと問題になって、待ちに待ったこの支援なのでありますけれども、それが故になかなか難しい面があると思うのです。義務教育が終わってその後の高校でのそういう状態、高校へもいけない人たちのそういう状態、高校を終わったはずの人たちのそういう状態。そういう人たちも含めた若者のそういう部分の支援だと思うのですけれども、そこが一番多分難しいのです。まずはそういう方々の把握と、相談に来られるような環境づくりですね、そういうのをこれから動きながらということになるのかもしれないのですけれども、そこをやっぱりきちんとしていないと、かたちだけでなかなか実質が伴わないみたいになってしまいそうな気もするのです。今のところのそのそういう部分の考え方があったらちょっとお聞かせいただきたい。

教育部長 先ほどご説明しましたように、今まで教育委員会にあった青少年育成支援センターに去年、おとしからですか、相談員ということで青年の部分についての相談を受けております。ご指摘のようになかなか数が見えない状況ではありますが、我々としては国で謳っている子どもから30代の青年までということを目標に置いていきますもので、動き出しな

が足りない部分については補充、ボランティアのお願い等、かなり厳しい道ではありますが、走り出していきたいなというふうに思っております。

佐藤 剛君 初めての制度ですのでちょっと細かいことまで聞いてもあれなのですが、そのところのそういう人たちが相談できる環境づくりというか、対象になる方々の把握みたいところで考え方としては、例えばさっきちょこっと言った高校とか、例えば民生員の方とか、そういう方々との連携みたいなものも今後必要になってくるのか、それを想定しているのかということもちょっとお聞きしたい。

教育長 今、議員おっしゃるとおり、これまで高校との連携、民生児童委員の皆さんとの連携がなかなか思うようにいかなかったというのが大きな反省でありますので、ご指摘のようにとりあえずは高校、それから民生児童委員の皆さんとの連携を深めるよう努力していきたいとこのように思っております。

樋口和人君 1点お聞きしたいのですが、26号議案の第5条のところ、センター長その他必要な職員を置くということですが、この辺の組織体系といいますか、いわゆるこのセンター長というのが何か課長待遇になるような、課長という名前なのか。その辺をちょっともう少しこの心の支援センターの組織体制についてお知らせをお願いします。

総務部長 現在の移動の関係の中ではセンター長さんにつきましては課長職、その次の職員については係長職ということで配置の予定でございます。以上です。

腰越 晃君 二つにこのセンターの業務というのは分けられると考えているのですが、一つは現に問題を抱えていて相談に来る、そういった子どもたち、若者、青年ということになるかと思えます。そういう相談に対応する業務というのと、あとは支援業務という例えばその保育園であるとか小学校、中学校に対する不登校、あるいは発達障害等に対する支援というふうに私は理解しているのです。この二つの業務が中心になるのかなというふうに今思っているのですが、それについて間違いがないかどうか。

それと第6条（運営委員会）なのですが、運営委員会ここにいわゆる業務内容が書いてありますけれども、もう少し具体的にちょっと内容を説明願いたいと思うのですが、お願いいたします。

教育部長 運営委員については先ほど説明しましたように、外部団体との連携をしていくということを考えております。その動きにあわせてその外部団体からどのような委員を構成していくかというのを考えさせていただきたいなというふうに思って、当初からこのメンバーありきということではなく考えていきたいなと思っています。

このセンターについては今回4月から教育基本計画が皆さんのもとに届くと思うのですが、市内全ての子ども・若者にあふれる笑顔という目的を持ってありますもので、全ての子ども・若者です。ただ、課題として困難を有する子ども・若者については、手厚く対応していきたいということです。先ほども説明したようにその全ての若者という部分で、青少年育成支援センターではなくて、青少年勤労青少年ホームの機能も併合するという部分において健全という言葉は失礼ですが、たまたま困難を有しない若者も含めて支援していきたいというふう

に思っております。

腰越 晃君 運営委員会の外部団体との提携ということの今答弁を伺いましたけれども、外部団体というと具体的に例えば医療機関であるとか、あるいは先ほど言われた児童相談所とかそういうことになるのでしょうか。ちょっとその外部団体との提携という内容についてもう少し細かく詳しく。

あとちょっとこれは現段階で言っているのかどうかちょっとわからないのですが、やっぱり支援と相談というふうにある程度きちんとしておかないと、範囲が広がってしまってちょっと心配している部分もあるのですよね。例えば今ほど11番議員から質問があったように、市内には学校に行けない、働けないという青少年、若者がどのくらいいるだろうか。そういった方々を全て対象にして入ってしまうとちょっと厳しいのではないかなという、そこまで多分仕事が回らないのではないかなというふうに思っているのです。

今ほど教育部長が言われたように、本当に困っている相談を求めている、解決を求めているというやっぱり方々をとりあえず対象にしていけないと、なかなか大変ではないのかなというふうに心配している部分もあるのです。というのはこの問題、非常に幅広く奥が深いので、失敗しないようにしっかり事業を進めていかなければならないという思いがあるのですけれども、もう少しこう突っ込んで内容説明をお願いしたいと思います。

教 育 長 まず外部団体との連携の方から申し上げますと、一つは保健所であったりあるいは病院であったり、あるいは場合によっては警察もあるかもしれません。

もう一つ議員から心配いただきましたように、最初から余り間口を広げてしまってどうしようもなくなるということにならないように、さっき部長が申し上げたのは理念といいますか理想としてはそこまで広げていきたいということではありますが、差し当たりここに置く職員が二人、そのほかには臨時的な職員の皆さん、あるいはボランティアで応援してくださる皆さん、そういった方々でまわしていかなければなりませんので、スタートから全ての子どもというわけにはこれはいかないことと思います。そして抱えている事案も複雑なものがあると思っていますので、それぞれの場面に応じて、ケースに応じて連携する機関もその都度変わってくる、こういうものだろうと思っています。

そして、この運営委員会の委員もそういう意味では広い範囲からお願いしたいところでありましてけれども、固定的にやっけてしまいますと会議一つ開くにも非常に困難というふうなことにもなりかねませんので、場合によってはケースによってその分野の方をお願いするというふうなことになる可能性もある、このように思っております。

岩野 松君 これは南魚沼市だけであるという意味で条例を作っているのではないと思いますが、全国的にあり、そして県でも多分作られるのではないのでしょうか、この子どもや若者の育成の支援センターというのが。ただ、私も今話をいろいろ聞きながら、確かにものすごい内容があるなと思ったのですが、青少年育成協議会と育成センターの役割がこれで終わるのかどうなのかということ。

それから特に今、自殺が全国的で3万人を超えていますよね。そういう中で特に引きこも

りや、それからうつ状態の最終的な一番重いのは自殺だというふうにも言われています。そういう意味では、比較的最近は小学生ぐらいからも学校に行けない子どもがまま聞こえてきています。そういう子どもたちが成人になったとき社会生活ができる、そういう体制をするためのこの育成支援センターだというふうには私は理解していますけれども、そこら辺のそういう何かというものの生きがいというか、思いというか、そういうのは今のところあるのかどうかお聞かせください。

教育部長 1点目の青少年育成センターの役割は終わるのかという部分ですが、先ほども説明しましたように併合してこの部分を読み込んでいくということでございます。

それから他の市ではどうかという。ここではまず国が先駆けてこの状態をかんがみ、子ども・若者育成支援推進法を作ったということにあわせて、この動きについては全国調べたわけではありませんが、いち早い南魚沼市の取り組みだというふうに思っております。

それと次なのですが、自殺だとかもろもろについていろいろな要因はあるのですが、先ほども教育長が言いましたようにこのスタッフで全てのことを抱えるわけにはいきませんもので、センター長の役割としては保育園だとか民生児童委員からあがってきた問題について、それを分析をして、自分たちの市の職員だけで抱えることができるのか、県のカウンセラーにお願いするのかということの交通整理をするということです。交通整理が全てできるかどうかはわかりませんが、システムとしては交通整理をするセンター長を置いて、なるべく多くの事例について対応していきたいというふうに思っております。

岩野 松君 少しわかりました。それで、ここですぐどうこうではないのですけれども、小さいときから引きこもりやそういうふうになっている子どもたちへの社会参加を促すような施設というのは、例えば将来的には公的には考えられているかどうか、そこだけお聞かせください。

教 育 長 全ての事案、案件について承知しているわけではありませんので何とも言えないところでありますが、小さいときから学校に行けない、家に引きこもるそういう方もおられることはおられるだろうと思っておりますけれども、こういう方をどこかで集めて訓練をするというふうなそういう施設のことは想定しておりません。

そうではなくて、例えば今教育委員会に特別支援教育の担当指導主事を置いてもらっておりますけれども、こういった方々や保健師や保育士が、チームを組んでそれぞれ何といたしますか、将来引きこもりにつながりかねないようなそういう傾向を持っている子どもさんを早期に見つけて、保護者とともにそうならないようなそういう活動をしていく、取り組みをしていくと。これがこのセンターの設立の目的の一つでありますので、そんなふうにご理解をいただきたいと思っております。

山田 勝君 非常にこれは大切なセンターができるということで、素晴らしいことだと思うのです。この条例6条、7条までですか、非常に素晴らしいことだと思うので、あとは国の子ども・若者育成支援推進法に基づく支援の推進を図るため、これが目的になるかと思うのですが、この目的というものを法律の部分から引用するのではなくて、目的というも

のをもう少し、こういうことをするためにこういう条例を作るのだという明確なものが欲しいなという思いがあります。

それとこれだけの大切な条例を作るについて、この条文だけをもってというよりも、でき得ればもう少し連携や、こういう問題のときはこことこういう組織立っていくのだという資料というものを、もう少し丁寧に説明すべきだなと思うのですがいかがですか。

教育部長　　そういう観点からしますともっともなのでございますが、我々、先ほども説明しましたように、教育基本計画とこの子ども・若者育成支援センターについては、二本立てだと思っております。それで条例についてもっと盛り込めばよかったのですが、我々がこれからどういう動きをするかといいますと、4月に市政懇談会の中で全集落というか懇談会のある部分に、教育基本計画とこの教育支援センターについてご説明していきたいなと思っております。

先ほど言いましたように、吹き出た部分については教育支援センターで手を打ちながらいくのですが、我々一番大事な部分は、吹き出ない子どもの部分にいかにも不登校をなくしたり、問題を少なくするというのが一番だと思うのです。そのとき、先ほど教育長が言いましたように、おとしから特別支援の切り口で内山先生が来ておりまして、その子にあった教育ということで取り組んでいます。去年から今年に比べていじめ、不登校については激減しております。ということでその辺がひいては皆さんがいわれる学力の向上、いじめの数の低下ということで、支援センターで全てではなくて、教育基本計画の子どもを中心に、家庭と行政と学校と地域で子どもを守るという体制を、これから丁寧に4月から市民向けで説明していきたいなと思っております。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　第26号議案について討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。第26号議案 南魚沼市子ども・若者育成支援センター条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第26号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　　第27号議案について討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。南魚沼市青少年問題協議会条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第27号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第28号議案について討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第28号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第28号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、第29号議案 南魚沼市児童センター条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 それでは29号議案 南魚沼市児童センター条例の一部改正について説明を申し上げます。この29号議案でございますが、新年度23年度より市内の学童クラブの新設移転が2カ所、それから新規が2カ所ということで予定をしておりますので、条文の改正をお願いをするものでございます。

説明につきましては新旧対照表で説明を申し上げます。3ページをご覧くださいと思います。3ページの2条でございますが、名称及び位置ということで、上段から5段目でございますが南魚沼市児童センター大空クラブということで設置位置の変更でございます。従前が南魚沼市浦佐5278番地の8から、改正案、南魚沼市浦佐5278番地の9ということで変更するものでございます。それから現行の方で下から3段目でございます。南魚沼市児童センターつくしクラブということで、位置が南魚沼市宮村下新田224番地の2でありましたが、この児童センターつくしクラブを廃止しまして、改正案でございますが、下から5段目、南魚沼市児童センターにこにこクラブということで南魚沼市宮454番地の4ということで新設をするものでございます。これは廃止新設というのは補助金上、廃止新設というような扱いになりますのでしたものでございます。

それから改正案の方の下から2段でございます。南魚沼市児童センター石打クラブ、南魚沼市君沢507番地の2と。それからその下でございますが、南魚沼市児童センターおおさきクラブと南魚沼市大崎1855番地ということで、新年度より新設をするものでございます。これの新設2カ所それから新設移転2カ所ということになりまして、23年度より市内の学童クラブは公立12カ所、それから民設民営の2カ所ということで14カ所ということになります。

なお、新設のおおさきクラブでございますが、新年度からの申し込みが12名ということになっておりますし、それから新設の石打クラブにつきましては18名の申し込みがあるというような内容になっております。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます。

失礼しました。附則でございますが、23年4月1日から施行をしたいとしますものでございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 質疑を行います。

岩野 松君 これは新しくできたところも含めてNPO法人に委託をして、学童クラブが運営されているというふうに私は認識していますが、なかなか数が多くなっていますし、何かそれぞれの今まではできたところの人たちが比較的そこで勤務している形態が多かったのですが、若干、転勤もあるかもしれないなんていうのは、働いている人から聞いたことがあるのです。この働いている人たちの状態とかを、いわゆる常勤形態でどれぐらいの賃金だとか、それとも時間給でどうなっているとかというのを、もし把握しておられるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

福祉保健部長 公立の12カ所でありますけれども、NPO法人のすまいるネットに11カ所の学童クラブを事業委託する予定になっておりますし、それから浦佐の認定こども園の関係がございますので、萌気会さんに1カ所というようなことで一応予定をしているところでございます。

それでそこにいる職員ということでございますけれども、基本的には非常に時間が短いというようなことがございますので、あくまでも常勤ではありませんけれども、正職員化といいますかそういったものではなくて、賃金については市の臨時職員の賃金ということで、それ並みでやっているというようなことでございます。学童クラブの指導員からは、もう少しその賃金アップをというような話もいただいておりますが、今のところ学童の指導員の皆様方には、市の臨時保育士並みの賃金でということをお話を申し上げているところでございます。以上でございます。

腰越 晃君 所管委員会に関する事なので余り聞きたくなかったのですが、委員会付託であれば聞く必要はないのですが。学童クラブ、この事業についてやっぱり学校に近接若しくは学校の中で、いろいろな働かなければならない保護者の方々を支援するという意味で、こうした学童保育があるものというようにも、学童保育の存在理由があるものだと思っているわけなのです。私も設立に立ち会ったこともありますが、どうも私の思い過ごしかもしれませんが、かなりの比率で学童保育に児童が通っているのではないかなというように思うのですね。

本来であればこうした放課後の児童クラブというものがなくて、ちゃんと家に帰ってしかるべく保護者のもとで、やっぱり家庭を中心にして放課後を過ごすというのがいいのかなというふうに思うのです。けれども、今の時代の社会状況を考えれば、こうした学童保育が非常に必要であるということも理解できるのですが、ちょっとこう心配しているのは、あまり

にも安易に学童保育というのを保護者の方々は利用されているのではないかなという、そういう一つの心配があるのです。実際に例えば1年生1学年、入った児童は大体どのくらいがこの学童保育を利用しているのでしょうか。特に地域的な差があればそれも加味してお知らせ願いたいと思うのですが。

福祉保健部長 学童クラブの利用数は23年度の申し込みで、一応利用者については小学校1年生から3年生がほぼ中心でございますが、23年度で380名ぐらいの申し込みがございます。場所によってといたしますが、施設によって最大40人から50人、あるいは少ないところで、先ほど申し上げましたけれども10数人というような施設がございます。

それで両親の就労の具合で、どうしても放課後、家で一人になるというような児童について、保育を実施しているということでございますので、自分の家で面倒を見られる人までこの保育の実施をするというような考え方は今のところございません。必要に迫られて利用をしているというふうに認識をしているところでございます。

腰越 晃君 最後の方で部長の方から基本的な考えを伺ったので、そういった方針でいていただきたいというように思います。この380名という人数なのですが、実際の1学年は全体の生徒数の中のどのくらいの比率を占めているのでしょうか。

また、恐らく町場というか六日町と例えばその石打、中之島こういったところとでは恐らくかなり差があるのではないかなと思うのですが、そこら辺のところもとらえている部分があればお知らせをください。

福祉保健部長 ちょっと質問の趣旨と数字が違っていたら、また指摘をいただきたいと思いますが、小学校の1年生が138人、それから小学校の2年生が124人、小学校の3年生が76人、それから小学校の4年生が31人、それから小学校5年生が8人、6年生が2人ということで379人というような内容になっております。(「割合」の声あり)全生徒の割合ということですか。ちょっと今その数字まで把握をしておりませんので、後ほど報告をさせていただきたいと思います。

(「後でお知らせください」の声あり)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第29号議案 南魚沼市児童センター条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第29号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、第30号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 それでは第30号議案でございます。南魚沼市保育園条例の一部改正について説明を申し上げます。この30号議案でございますが、蕨神地区の保育園の統合の関連、それから浦佐の認定こども園の関連ということでの改正となっております。

内容につきましては新旧対照表でございます。3ページを見ていただきたいと思います。3ページの2条でございますが、2条の1項で保育所として市立保育園を設置するというような規定になっておりますが、その下の2項を追加をするものでございまして、保育所として市立保育園の中に認定こども園も含むというような内容の条文をここに追加するものでございます。

3条でございますが、保育園につきましては認定こども園を含むというようなことで、内容を改正しましてその中で現行の上から3段目でございます。浦佐保育園120人の定員でございますが、ここを改正案で浦佐認定こども園ということで名称を変更し、定員でございますが長時間利用児が140人、それから短時間利用児が40人ということでございます。それから設置位置につきましても従前の浦佐603番地の5から浦佐5278番地の9に変更をするものでございます。

それから現行の下から3段目でございますが、蕨神北保育園60人定員で一村尾1803番地の20を廃止しまして、同様にその下でございますが、蕨神南保育園80人、南魚沼市九日町1632番地の1、この二つの保育園を統合しまして改正案の下から2番目でございますが、蕨神保育園ということで100人定員、設置位置につきましても従前の南保育園と同じということで、南魚沼市九日町の1632番地の1に設置をするものでございます。

はぐっていただきまして4ページでございます。4ページの備考欄の1、2でございますが、長時間利用児の規定でございます。この条例の7条の第1項の規定というふうにございますが、ここにつきましては同居親族等が保育ができないと認める場合ということでございますので、保育の実施が必要だと認める児童をいうものでございます。

それから2番目でございますが、短時間利用児ということで7条の2項の規定というふうになっておりますが、保育の実施を要しない満3歳以上の児童というふうなものでございまして、1番目の長時間利用児につきましてはいわゆる保育園籍というふうに認識をしていただければ結構だと思いますし、2番目の短時間利用児は幼稚園籍というふうに理解をしていただければわかりやすいかなというふうに思っているところでございます。

それから指定管理による管理ということで4条でございますが、名称がここで決定をいたしましたので従前の浦佐保育園を「浦佐認定こども園」というように変更をするものでございます。

それから第7条でございますが、7条の1項の4号でございますが、ここについては字句の修正で条文を整理するものでございます。2項でございますが認定こども園に関する規定ということで、前項の規定というのは、いわゆるその保育園籍の児童でございますが、そう

ではなく保育の実施を要しない児童で満3歳以上の者の保育を行うことができるというふうな規定を新しく追加をするものでございます。

それから第9条、第12条、第14条につきましては、それぞれ字句を修正し情報の整理をするものでございます。

なお、2ページの1番下でございますが、附則としまして、23年の4月1日から施行をしたいというふうにするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 3ページの方の資料の中の長時間利用児140人、短時間利用児40人という部分なのですが、基本的にこども園については保護者とこども園との直接契約というかたちで、普通の保育園の保育に欠けるということでの、市が、この方はいいですよ、だめですよというような判断ができないものだというふうに思ったのですけれども、この140、40というふうに分けた場合について、そうすると40人については希望があれば、定員より少ない場合であれば全て引き受けるというかたちになるかと思うのですけれども、そこら辺の考え方をちょっとお聞かせ願いたい。

福祉保健部長 いわゆる保育園籍については保育の実施を要する児童というふうな格好になりますが、この短時間利用児につきましては保育の実施を要しなくて満3歳以上というふうな規定になっておりますので、申し込みがあれば定員の範囲内で引き受けるということでございます。

寺口友彦君 こども園であるとすごく人気度が多分上がると思います。例えば公設民営でやっているめぐみ野であったりすると、定員を超えた保育の児童を入れていると。これは多分保育に欠けるという判断をされて入れていると思うのですけれども、そういう判断も当然ここにされるといふふうに考えていいわけですね。

福祉保健部長 長時間保育については当然そういうふうな考え方でございまして、今現在、新年度、23年度の長時間保育の申込数は、定員が140人でございますが、今129名から申し込みをいただいているところでございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第30号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第30号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、第31号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 第31号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。今回の改正につきましては少子化対策の観点から出産育児一時金の見直しが行われ、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの経過措置として35万円を4万円引き上げまして39万としておりました。この措置がこのたび恒久化されるというふうになりましたので、それに伴って改正を行うものでございます。

3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第5条第1項におきまして35万円を39万円に改正するものでございます。なお、後段のただし書によりまして産科医療補償制度に加入している産科で出産した場合については、3万円を追加して支給することになっておりまして、近隣の病院等でございますがこの補償制度に加入しておりますので、実際の支給額については42万円ということで、改正後もこの支給額に変更はございません。

施行日でございますが、平成23年4月1日ということでございます。説明の方は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第31号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第31号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第15、第32号議案 南魚沼市保健センター条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 32号議案についてご説明を申し上げます。本件は保健センターの設置条例でございますが、本年9月福祉保健部本庁集約について庁舎南側の保健センターを市役所南分館として活用することとしたいため所要の条例整備を行うものでございます。現行条例では庁舎わきの南魚沼市保健センターと塩沢庁舎わきにある塩沢保健センターの二つを一つの

条例で規定をしているところでございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。新旧対照表でございますが、第2条の名称及び位置で、南魚沼市保健センター、名称、位置の規定を削るものでございます。

また、第3条で利用の申し込みの部分でも「南魚沼市保健センター及び」の部分削除させていただきます、本条例は保健センターとして塩沢保健センターのみの条例としたいものでございます。

附則では施行期日を23年9月1日とさせていただきたいものでございます。以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第32号議案 南魚沼市保健センター条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第32号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、第33号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第33号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。深度の規制につきましては、各方面から見直しをすべきというふうなことで意見をいただいております、このたび南魚沼市地下水対策委員会に意見を伺った結果、一部の深度規制を廃止して取水層の分散化を図るべきとの答申をいただいたところでございます。

市といたしましてもこの内容に基づき改正すべきと判断いたしまして、今回提案いたしました。現在、ケーシング口径とポンプの吐出口径、吐き出し口の大きさによって規制をするとともに、技術的には1平方メートルあたりの必要水量など点検指導をしているところでございます。深度規制がこの分削除されたとしても、これにより揚水量の適正化は確保できるものと、こういうふうにご考えているところでございます。

3ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。別表第2第9条関係についてでございますが、1点目は大和第1区域、それから塩沢第2区域、塩沢第3区域及び4ページの

方に入りますがその他区域における深度の規制を削るものでございます。大和第1区域を除きましては合併前の各旧町の条例においても、ここについては100メートルまでとする深度規制がなかった区域でございまして、深度100メートルまででは必要な水量が得られない地区が存在しているというふうなことで改正を行うものでございます。

また、大和第1区域を含めて取水層の分散化を図ることが地盤沈下のリスクを和らげるというふうな考え方を持っております。

2点目は4ページの付記の部分でございますが、「上記の条件を満たすものであって、周辺との権衡を失しない範囲とする」というふうなことでございますがこれを削るというものでございます。このことにつきましても取水層の分散化ということを考えた場合に、この付記の削除が必要であるというふうな考えから改正をするものでございます。

それからなお地下水対策委員会の答申では、塩沢第1区域をその他区域に編入すべきというふうな内容もございましたが、丸山小規模水道組合と協議の結果、今の時点ではここは取り外さないでほしいというふうなことで最終的な意思確認ができましたので、今回の改正からは見送りをしているところでございます。

なお、地盤沈下区域及び周辺区域の規制につきましては、現在深層における地下水利用と地盤沈下の因果関係を調査中でございますので、この調査の結果を待って改めて規制のあり方の検討をしてみたいというふうな考えているところでございます。

1ページに戻っていただきまして、附則としてこの条例は平成23年4月1日から施行するものであります。また経過措置としまして施行の日の前日までに改正前の南魚沼市地下水の採取に関する条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為については、なお従前の例によるというふうなことでございます。説明の方は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

樋口和人君 2点ほどなのですが、塩沢の第2区域と塩沢の第3区域ですけれども、深度の規制がなくなったということですが、ただ逆にこのストレーナーの深度が、例えば第2だと80メートル以上ですよ。第3だと今度は50メートル以上ということになっていきますけれども、例えば今までだとそれほど掘らなくても出る場合ですよ、例えば第2区域だと50メートルぐらい掘ったら、大体良い水が出たよといっても、ストレーナーの深度が80メートルだとやっぱりそこまで掘らなければいけないということになるわけでしょうか。

そうすると、深さの違いでやるのか何かこの深度ですかね、深度の規制をとった意味がないような気がするのですがその辺のことと、あと塩沢の第1区域の方は深度そのままというかわかっていないと思うのです。出力が2.2キロということですがけれども、本来この辺は逆に言うと吐出口径でもって水の量は決まってくるわけですので、馬力は余り制限しない方が、例えば屋根の上に上げたりする場合は、量は同じだけれども高いところまでいけるというふうな気もするのです。その辺の検討についてどんなものだったかちょっとお知らせください。

市民生活部長 塩沢第2、第3区域につきましては、ストレーナーの深度を80メー

ルなり50メートルに下げなさいということになっております。それで今その下げた一番下を100メートルに抑えているものですから、80メートルから100メートルの間、50メートルから100メートルの間で取水しているわけなのですが、こういったことで取水層を絞るよりも、今度100メートルを取っ払いますので、80メートルから120メートルの間で取ると、そういうことができるようになります。そういった考え方であくまでもこのストレナーの位置というのは、今までも効果があつてこの部分では地盤沈下がしていないという結果が出ておりますので、この規制については引き続き踏襲していきたいというふうに思っているところでございます。

それから塩沢第1もそうですし、大和の第1もそうなのですが、ポンプの出力が2.2キロというふうになっております。議員今ほどおっしゃられましたように、揚水量の規制については吐き出し口の口径でもうほぼ決まってしまうので、今後この他の部分も含めて井戸の出力規制については、見直しが必要かなというふうには思っているところでございますし、検討委員会の中でもそういった意見が出ておりました。

ただ、現実的に今いろいろ業者が申請してくる内容を見ておきますと、やはりかなり出力の大きなポンプで申請してくるというふうなことがあります。これを今の段階外してしまいますと、むだな施設が増えてしまうのではないかとというふうな懸念がございます。業者の指導も含めてもう少し時間をかけてこの辺を徹底した中で、今後規制の見直しをしていきたいというふうに考えているところです。

中沢俊一君　この取水層の分散、なるほど深度を変えた中で、異なった水層から数がまだ少ないうちに取水しているうちは確かに効果といいますか、集中して取水するよりはもしかしたらいいのかもしれませんが、深度がまた深まってきたそれが通例になったような場合に、その辺のこの実証というのがどういうかたちで今なされているのか。これはこれがいよいよということになると、どうしてもやっぱり周辺の地域にも、そういう掘らせてくれということが広まってくるような気がするものですから、ここで伺っておきます。

もう1点ですが、今年もこの市街の中心部でなくて、例えば近間で年間を通じて大量な地下水をくみ上げているような周辺になるわけですが、どうしてもこれだけだからと長い間雪が降り続くと、枯渇してくるというような例があつたわけですね。そういうあれでしょうか、大規模事業所とのそういう関連というものについて、市の方はどんな関心を持っておられるかひとつ聞かせてください。

市民生活部長　確かに今回深度規制を撤廃することによって、今ほど議員おっしゃられましたように、今まで100メートルで抑えてあつたところが120メートルとかというふうになる可能性が出てきます。ただ、私どもはあくまでも適正揚水量を指導していくというふうなことで、深度については結果的に深くなってもやむを得ないというふうな考え方を持っているところでございます。

ただ、一つ考えていただかなければならないのは、地下水の水量というものがもう全体に少なくなってきています。というのは水路が三面張りになったり、宅地化が進んで舗装が増

えたりというふうなことで、そのもとの部分がしっかり確保されていないということを、これからまた市民の方によくお知らせするなり、理解を得られるなりして必要以上なことはしないというそういった考え方の徹底というのは大事になってくると思います。あくまでも地下水というのは限りある資源だということで、大切なものなのだということでスタートしないと、どういった規制をしても効果はないというふうに考えておりますのでここを徹底していきたいと思います。

大規模な事業所についても同じことでございます。量を多く、一カ所で揚水することそれが大きな周辺への影響というのは考えられるわけでございますので、そういったことも事業所へもその限りある部分というふうな部分を周知徹底しながら、あくまでも有効活用それから保全、これのバランスを取りながら施行していきたいというふうに思っているところでございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第33号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第33号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、第34号議案 南魚沼市農業集落排水施設整備事業分担金徴収条例の廃止について及び日程第18、第35号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

企業部長 それでは34号議案 南魚沼市農業集落排水施設整備分担金徴収条例の廃止についてというようなことで提案理由を申し述べたいと思います。農業集落排水施設整備事業につきましては、昭和63年から上原地区から整備が始まり、平成19年2月の五十沢東部地区の供用開始により農業集落排水施設整備事業は完了いたしました。現在13地域と1カ所の処理場が稼動しております。

農業集落排水施設整備事業分担金につきましては、五十沢東部地区のみの賦課になっておりましたが、平成17年度の賦課が最後となりました。当条例の廃止を行うものであります。なお、農集への新規加入につきましては、平成17年以降の賦課後は分担金を徴収しないで各々の負担により公共ますを設置していただいております。そんなことでこの条例はもう用は済んだというようなことでございます。

それから34号議案の附則の欄に経過措置をいたしております。今までの未納が多少あるところにつきましては、これが継続してとれるようなかたちをとらせていただきたいというようなことでございます。それから施行日はこの4月1日をもっております。

関連でございますので35号議案につきまして提案の説明をさせていただきます。35号議案 南魚沼市農業集落排水施設条例の一部改正でございます。当条例の一部を改正する内容としましては、新旧対照表をご覧くださいと思っております。3ページになるかと思えます。第9条の改正ですが、取付管及び公共ます等について分担金を徴収して市の負担で公共ます等を施行してはりましたが、農業集落排水事業が既に事業が完了したことによって、分担金を徴収しないで個人負担により公共ますの設置をしてもらう改正であります。なお、特別な事情がある場合は市が行うこととなります。これは公のことが入っている分につきましては、市で行うというのを一項目加えてあります。それから現行第2項を削り、現行3項を繰上げ第2項として、一部字句の改正を行うものでございます。

それから第22条の改正です。これは農業集落排水事業分担金条例の廃止に伴って字句の改正をするものでございます。この条例もやはり改正後は23年4月1日から施行するというかたちにさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。以上で終わります。

議長 一括して質疑を行います。

岡村雅夫君 確かに事業が完了したから廃止ということは理解できます。しかし、新規に加入するというのが次の案で出てきていますが、これについて当時、大和の例でいきますと20万何がしの一括分担金というかたちがあったのですが、公共と農集というその分岐点の段階でいろいろの問題がありまして、一まず幾らというかたちで徴収しよう。公共の場合だったら23万1,000円、一括にすると安くなるというような条項があったと思うのです。だから一般的にいうと23万1,000円払うと公共の単価で悪いのですが、いかに経費がかかろうとも市としては公共ますまでは布設をしなければならないという、こういう条項だったと思うのです。そうすると、かなりこれから新規に加入する人が大変な負担になる場合もあるということだと私は思うのです。その辺はどういうふうにこれから取り扱う予定でおりますか。

今この条項からみると一切自分の負担で公共ますまでは寄附と。要するに市に移管するとこういうことでありますので、ちょっと私、整合性がとれないような感じがするのですが。事業を進めているうちはそれでもよかったがという、これを廃止したと同時にそれはもう違うということになりますと、ちょっとその後これから新設しようとしている人たちが非常に負担増につながるなというふうに私は考えるのですが、うまい説明をいただきたいと思えます。

下水道課長 今ほどの質問ですけれども、まず最初に分担金の方ですけれども、分担金については今、五十沢東部のみが分担金がかかっているというようなことで他の地区についてはもう終わっていますので、分担金がかかっておりません。ですので、今その他の地区

につきましては、公共ますを設置するのは個人の負担でしてくださいと。ただし、そこまでいく迎えに行くという本管については、これは市の方でやろうとは思っています。ただし、農集の場合ですと田んぼの真ん中に農転をして家が入ってくるというようなところになりますと、区域としては今の住宅地だけの区域になっておりますので、それ以外に家を作った場合には迎えにいて、まずは自分で付けてもらおうと。だけれども市が迎えに本管を付けるかどうかというのは、ちょっとまだケースバイケースでわかりませんが、ただ、区域内についてはますの設置は個人でやってもらいますが、そこまでのつなぎこみは区域内に入っていれば私どもの方で本管を迎えに行くというようなかたちになると思います。

岡村雅夫君 ではそういうことになりますと、今でいう農集が20万何がしであったら、それ以内ぐらいであれば迎えにきてくれると。そして、そういう特殊な場合は農転する場合でも、一つそういう条件がありますよということで、できるだけ何というか、連担地域に家を建てた方がいいですよと、こういうような説明であれば私はわかるのですが。

今、迎えにきてくれるということは、道路沿いに作るとすればかなり10メートル、20メートル、あるいは50メートル先であろうが迎えに行きますよと。それについては市がもって、そこから要するに宅地内に入る部分の通常でいく個人負担部分ですよ。それが大体20万そこそこで終わるような感じであれば、ということで理解していいですか。・・・よくない。

下水道課長 区域内であれば私どもの方で本管を付けて迎えに行く。ただし、そこまでは迎えにいきますけれども、そこから先の個人の公共ますについては個人負担でお願いしたいということです。

岡村雅夫君 わかりが悪くてすみませんが、農集というのは要するに現況の宅地、あるいはその構成数で間に合う処理場を作っているわけでありますので、そういうことはあり得ないといいいながらも、例えば大和の三用地区のように住宅政策をとったりなんかすると、それが当初は計画にはなかったわけですよ。それで非常に今、量的にもいっぱい出ているというような状況もあるのです。要するに市街化されていく中でそういう条件のところが多々あったとすると、なるべくはひとつ、私の意向ですが迎えに行く。

そして今まで負担してもらった分ぐらいの範囲内では負担がかかりますよと。要するに負担金条例がないということは負担金を徴収しないということですからね。その範囲内の補充で終わるぐらいであれば迎えに行きますよと。要するに本管工事があるわけですから。本管工事まで全部自分でもつということになると大変なことになるというふうに、水道の例でもそういうことがありますから。何百万円もかけて水道を自分で引かなければならなかったというようなこともあるわけです。そこを私、心配しているわけですが見解を伺っておきます。

下水道課長 本管については区域内であれば、私どもの方で工事をします。だけれどもそこから取り出して公共ますまでは個人の負担でお願いしたいということでございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第34号議案について討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第34号議案 南魚沼市農業集落排水施設整備事業分担金徴収条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第34号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第35号議案について討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第35号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第35号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、第36号議案 南魚沼市農産物・特産品直売所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 それでは第36号議案について提案理由をご説明申し上げます。南魚沼市農産物・特産品直売所につきましては、先の3月補正におきましてお願いしたものでございます。今泉博物館敷地内に仮称で観光交流拠点施設として整備するものでございます。この施設は農業、商工業、観光等の地域産業の振興、地産地消の推進、交流と連携の促進などを目的として設置するものであり、また、指定管理者制度の規定を設けた上で管理運営を行うということで、本施設の設置及び管理条例をお願いするものでございます。

第1条でございます。設置でございます。ここでは先ほどの目的によりまして、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、この直売所を設置する規定でございます。第2条 位置でございますが、現、今泉博物館と同敷地内でございますので、同じ番地となっております。第3条では指定管理者による管理、4条では業務の範囲の規定でございます。ここでは特に農産物の通年販売を目指すべく計画的な生産、組織の育成支援を規定させていただきました。

めくっていただきまして2ページ目でございますけれども、第5条では休業日ですが施設の形態から原則無休とさせていただき、必要に応じ市長の承認を得るというふうにさせていただきました。第6条では営業時間でございます。午前9時から午後6時までとするもので

ございます。第7条 利用の範囲では原則として市内に住所を有する者及び事業所等とさせていただきます。第8条から11条につきましては、利用者の行為の禁止及び許可等の規定でございます。記載されているとおりでございますのでご覧いただきたいと思います。

それから3ページの中ほどになります。第12条 利用料金でございますが、ここは先進地の事例などを参考にさせていただきますして、販売価格の35パーセント以内とさせていただきます。なお、この率の範囲におきましては、当然商品あるいは生産者ごとの変動があるものと思っております。それから13条から17条につきましてはの諸規定につきましては、他とほぼ同じでございますのでご覧いただきたいと思っております。

4ページ目に移っていただきまして附則でございます。第1条としましては条例の施行期日につきましては、公布の日から起算して1年を超えない範囲で、規則で定めるというふうにさせていただきますし、第2条から4条までは指定管理者不在等の期間における管理業務及び使用料に関する規定でございます。記載のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

簡単でございますが以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 暫時休憩とします。

(午後2時21分)

議長 会議を開きます。

(午後2時22分)

議長 会計管理者、公務が急に発生いたしましたので、これ以後退席としたいという申出がありますのでこれを許可いたします。会議を続行します。

議長 質疑を受けます。

腰越 晃君 本条例については今泉道の駅と称してよろしいのかわかりませんが、道の駅に関する直売所のみに関する条例なのですが、全体的な道の駅というふうにとらえますと、新たに建設される直売所だけではなくて、博物館それから博物館周りの敷地も含めた全てのものが道の駅というように認識をされるかと思うのですが、直売所以外のところについてはどのようにお考えなのか。

それからこの直売所について3月1日だったでしょうか、質疑がありまして22番議員から指定管理者は公募によって6月ごろ決定する予定であるという答弁がなされておりますが、直売所だけ取り上げて指定管理者を選定しお任せしようという考えなのか、先ほど申し上げたように、私は全体的にとらえて道の駅というように考えているのですが、そこら辺の市の考え方についてご説明ください。

産業振興部長 まずもってこの条例につきましては直売所だけの分でございます。それで現在、今泉博物館につきましてはそれぞれ条例がございまして、それぞれ運営されているところでございます。この今泉につきましては、先に説明してあると思うのですがけれども、観光の部分を入れた中で、今までの教育文化施設からちょっと変更をして利用に使っていき

たいというふうに考えているところでございます。よって、この部分につきましては当然今後、現在今泉のところで行われている条例部分につきましてはの変更をお願いするというかたちの中で、当然周辺施設等の管理の部分も当然出てきますので、一応分けてやりたいというふうに考えているところでございます。

腰越 晃君 質問が悪かったかと思えます。本条例はいわゆる直売所のための条例なのですが、通常考えれば道の駅としては博物館、それからあと周辺の土地も含めたものを道の駅としてとらえられるのではないかと。全体構想をどのようにとらえているのかということと、もう一つは指定管理者の選定に当たって6月公募で決定すると。それについての考え方を聞きしたい。以上です。

産業振興部長 このたびこの直売所の部分についての条例につきましては、来年の春ごろオープンしたいというふうに考えているわけで、その部分の中で早めに指定管理をお願いをして、当然準備という部分がございます。そのために今回お願いしている部分がございます。それで当然、道の駅としての管理という部分がございますけれども、この指定管理の部分についてはあくまでもある程度公設民営的なかたちで管理していただきたいというふうにとらえているところでございます。

確かに一つの道の駅というかたちならば、一つの施設の中に一つの何と申しますか管理的な条例でよろしいかと思っておりますけれども、あくまでもそこは一つの物販という営利施設の部分でございますし、当然、今泉の部分につきましてはどちらかという施設管理、公的な部分になるということでございますので、それらにつけては現在は分けてそれぞれ条例で管理していきたいというふうに考えているところでございます。

腰越 晃君 そうしますと本条例については新たに設置される直売所のための管理運営に関する条例であるということですね。では、博物館と新たに観光交流情報拠点というかそういうものがあの建物の中に入るというそういう構想。それから外側部分については公園整備を行っていくというそういう構想があるかと思うのですが、そういう全体を網羅した中での管理運営について今後考えていくのか。

この直売所の管理運営に当たる指定管理者が全体をみていくという構想があるのか、あるいはあくまで直売所は直売所、それから博物館は博物館またその観光交流情報拠点はそれ、公園は公園というふうに分割して指定管理者等を定めて運営していくという考えなのか、どちらなのかをお聞かせください。

産業振興部長 この直売所につきましてはあくまでも商業施設ということで完全に独立させて考えているところでございます。道の駅的な部分での、当然今泉も含めた周辺の公園等の部分での管理につきましては、現在も今泉博物館の中での管理されている部分であるというふうにとらえておりますので、同じようなかたちで今泉の中で当然、管理運営を考えて、今泉博物館の拠点の部分、施設の中で考えていくというふうに考えているところでございます。ですから今後、今泉博物館の管理の部分での変更条例を当然出さなければならないと思っておりますけれども、その中で当然そういう周りの施設、当然公園を含めた中での管理条

例をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

岡村雅夫君 指定管理者ということで事前にはちょっと答えづらいかもわかりませんが、私はこの条例をみたときに直売所利用料金ですね。利用料金35パーセント以内とか、あるいは直売所の営業時間が9時から6時までとかという規定をこうみてみますと、これは生産者が入った方が指定管理を受けるのか、あるいはそういう人たちを取り込んだ柔軟なかたちの指定管理者を想定しているのかちょっとわからなくなるのです。

なぜかという、例えば農協だったら農協さんが請けたとしますと、35パーセントまで手数料を取ってもいいという最高限度だと思うのですが、あるいは今度は直売所の時間なんか今、だいたい地場産でやっぱり取れたてとかということになると、朝他の直売所だと6時前からやっているところもありますし、早朝が非常に評判がいいとか、観光客ばかりではないと思うのですね、対象者がね。

そうすると、ではどういうところに委託をするように今計画をされているのか。多分そういう人たちと今、計画を練っていると思うのですよね。ひとつ公表していただきたいということと、そしてまたそれについていろいろ施設管理等がありますので、委託費というようなことを考えておられるのかどうか。もう自分たちで実利でやってくださいというような感じの指定のやり方で仕事をしているのかひとつそこをお聞きします。

産業振興部長 この指定管理者、現在想定される部分でございますけれども、農協さんだとかあるいはそういう組織ですね。それから生産者組織の中でもきちんと規約とかそういうのを設けた中で組織されているものであるならば、当然このたび公募する部分の中での応募はできるというふうにとらえております。

それからこの価格の35パーセント以内というのは本当に上限でございます。実際他のところの視察をしますと、大体15から20パーセントぐらいの部分でのやはりそれぞれの生産者ごとやあるいは当然商品ごとによって変わっているところでございますので、あまり、やはり地元の生産者に負担にならないような、率が望ましいなというふうには考えているところでございます。

それから委託するかどうかという部分でございますけれども、今のところ現段階では、あそこに公衆トイレといいますか、がでございます。このトイレの部分だけにつきましては、当面委託しなければいけないのかなというふうに考えておりますが、望むところであれば全ての施設を指定管理の方でまかなってもらいたいという思いはございます。

ただ、いずれにしてもそう簡単に収支が合うかどうかわかりませんので、そこら辺の状況を見極めながら徐々に良い方向に向かっていただければというふうに考えているところでございます。委託費は新年度でみるようなかたちになるかと思えます。この23年度で一応建設という予定でございますので、24年度から委託費を現段階では設ける予定で考えているところでございます。

岡村雅夫君 やっぱり委託を受ける人がどういう団体であるかということが、一番成功にもつながるだろうし、また、委託費等も軽減していかれるかという問題もあろうかと思

ますし。私は指定管理といって競争させるという、要するに2社なり3社なり公募してもらってというようなことばかりでこれがいけるのかなという感じが私はしています。それが今、制度上そういうことしかできないのだといわれればそれまでなのですが、ある程度その地域の方々が皆さんで参加できて、そしてなかなか委託費も大変だから、みんなで手数料35パーセントを出してやろうではないかといえ、これはまたうまい組織を運営するための一つの手法ですよ。

そして片や特殊な団体が請けて、出店したかったらすればいいというような感じであると、これはもうちょっと参加していないと・・・35パーセント上限があるからいいといわれればそれまでだけれども、ちょっとその辺が大変だなと思うので、私はどういう組織かという、やはり生産者がその中に入っているような方に、と計画をきちんと練って、そしてこの道の駅の一応メインのところですよ、それをひとつうまく司っていただきたいなというような計画ができないものかなというふうに感じました。

そうすることによってこの9時、6時なんていうのはもう時間も取っ払って、それぞれの時間帯で番付きをしようが、あるいは、というようなかたちができるかと思うのです。最小限の経費を考えた中でね。そういうことで感じましたが、所見を伺っておきます。

産業振興部長 今回の部分の中では当然生産者組織の方にやはり一緒に入っていただきたいという気持ちはございます。当然そのための、ご存知のとおり冬場になるとほとんど青物が採れないというような状況の中で、そこらをどうするかたちで調達しなければいけないのかという部分と、それをそれぞれ1年通してうまく生産できるような体制づくり。ですから、組織そういう生産する組織、そういうような部分も含めて今回のこの指定管理の中に、一つのここに第4条でございませうか、そういう部分もちょっと謳ってあるところでございませう。

ですから、維持管理という部分も考えるならば、極力少ない方がいいと思いますけれども、そういうふうにしてもやはり当然電気、水道等のものがかかるわけでございます。当然人件費が一番高いと思います。そういう部分まで考えた中で、ある程度のやはり今言った利用料金といえますかを取らないと、それを維持できないという部分もございませうので、そこらについてもこの範囲内でいていただきたいなと思います。あわせてこの時間等についても、市長の承認を得て変更できるというふうに書かれておりますので、それは適時お客様の視点でやっていただければなと思っております。

佐藤 剛君 1点だけちょっと考え方を確認したいのですけれども、第7条ですが利用者の範囲です。今部長が言いましたように、私も農産物の直売所とか特産物の直売所は興味がありますので、あちこち見に行くのですけれども、大変うまくいっているところと、なかなかやっぱり経営的にうまくいっていないところがあるのですよね。それはやはり品ぞろえが難しいというところ。特にこの辺では冬場の品ぞろえが難しいというところがあるのですけれども、ここで原則としてということになっていきますので、見方によってはいいのかなと思うのですが。そこは余りこだわらないちょっと流動的にしておいた方が、いろいろな面で

の品ぞろえとか運営的にはいいと思うのですが、その辺の考え方をちょっとお聞かせいただきたい。

産業振興部長 確かにこの部分が非常にある意味では自分でしばる部分にしてしまうということなのですが、この分につきましてはある程度、卸の方たちが例えばよそのところとお付き合いがあって、そこから入れることが可能だと。そしてその方が市内にいるということであるならば、それもいいのではないかというふうにちょっと幅広く考えていきたいというふうに思っているところでございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします第36号議案 南魚沼市農産物・特産品直売所の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第36号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、第37号議案 南魚沼市浄化槽市町村整備推進事業に係る戸別浄化槽条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

企業部長 それでは第37号議案 南魚沼市浄化槽市町村整備推進事業に係る戸別浄化槽条例の一部改正するについてでございます。提案を申し上げます。現在市内の下水道区域を公共下水道区域、特定環境保全公共下水道区域、浄化槽市町村整備区域に分け整備を進めてまいります。今回提案しております大和地区 これは塩沢の山の上の昔の大和スキー場の場所でございます。その一部を除くと宮野下地域。その下に宮野下地域がはりついておりますが、これにつきまして費用対効果を検討した中で、下水道区域から浄化槽区域に変更するものでございます。あの山の上まで管路で引っ張ろうという計画を、浄化槽に移ったというかたちでございます。

それでその新旧対照表をお願いします。第1表の表の中に清水の後に、大和及び宮野下地区を追加するものでございます。その中に大和と書いてかっこをして一部の地域を除くというような表現の仕方しております。これは下の方から上まで道でつながっているのですが、下の方をその浄化槽ではない、やっぱり宮野下地区の管路でやろうという計画なので、そこは一部除かせていただきます。それから宮野下にしてはかっこしたところは、仁田口及び大野原というようなことで、ぽんぽんと離れた箇所だけが浄化槽になるというようなご理解をお願いしたいと思っています。県の方もこれについては良として、費用対効果でこ

ういうかたちにしてくれというお話がありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします第37号議案 南魚沼市浄化槽市町村整備推進事業に係る戸別浄化槽条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第37号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21、第38号議案 南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

水道事業管理者 それでは38号でございますが、南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。平成23年度より滝谷、小松沢地区について上水道区域を拡張するため、南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正するものでございます。

これにつきましては新旧対照表3ページをお願いいたします。合併当時、塩沢の編入合併の際に第2表の表がこのようなかたちで現行になっております。一番下の方でございますが、編入前の塩沢町の区域内とする。「ただし、小松沢の区域を除く」という表現の仕方になっておりました。これにつきましては小松沢というのが上田地区に本当は位置しているのですが、中之島地区の一角というようなことでこういう表現の仕方をしておりました。これが今度、滝谷地域の上下水道の整備をするに当たりまして、やはりそれだとまずいというようなことでこの「小松沢の区域を除く」を取らせていただくというようなことで改正するものでございます。よろしくご審議のほどご決定を願いますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

山田 勝君 多分質疑はないだろうと思ひまして、それで条例に関するものは今回最後の審議になろうかと思ひます。それで、ちょっとこの内容とはなれて恐縮ではありますが、条例の閲覧制についてどのように執行部は考えられているのか。我々はインターネットに出ているよと、それしか見る手段がないのですね。公に開かれた行政とするためにはもう少し閲覧制の向上が必要だと思ひわけです。パソコンがなければ条例が見られないという状況は、非常に我々も苦慮しておりますし、その辺どのように考えられていますか。

総務部長 条例については従前は紙ベースに3冊ぐらい落として議会にも用意をしていたのですが、このところOA化でございますので、パソコンの中でということで今、私たちもそうですが、パソコンでしか管理をしていないという状況にあります。先回の議長さんからのお申し越しもそうでございますが、議場で使えるのか、あるいは外でも使えるのかは別といたしまして、何らかのかたちで考えていきたいとは思っております。ただ、今これから紙ベースにもう一回戻すということは、ちょっと私としてはいかがかなというふうに思っておりますので、必要な際はぜひ総務なり私どもに言っていただければその部分はコピーして差し上げたいと思いますので、当面の間はそれをお願いをしたいというふうに思っております。以上です。

山田 勝君 非常に例えば城内診療所の特別会計化のときに条例の整備をあちこちしましたよね。もう関連する条例がものすごくあるわけですよ。ただ、それをこういちいち紙でお願いするとか、それからではパソコンで全部自分で調べなくてはいけません。それは時間的にはものすごい無駄ですし、やはりどこにか紙ベースで閲覧できるものが当然市民の窓口にも必要だし、議会の事務局にも当然必要です。それはそれとしてぜひ必要です。さらにインターネットにつながなくても我々が見ることができる体制、例えば円盤にやっていたとかそういったものがあれば、いちいちインターネットにつながなくても検索できるわけです。そういったものをもう少し整備すべきだなとは思うのですが、今のインターネット以上のものを考えていないというのは、ちょっともう少し対応化されていいのではないかなと思いますがいかがですか。

総務部長 私が旧六日町時代の庶務係長時代に改版といいますが、いわゆるそのパソコンになったわけでございますが、そのころ、各議員各位には全部CDに1枚ずつ焼いて差し上げましたが、まあまあなかなかいないというような部分もありましてやめたという経緯もございます。ただ、CDは確か今4枚、今ちょっと手元にあれですが確か4枚だけは焼いてあるはずですので、議員各位に配付をするということも。あれ1枚それこそ千円か幾らかでできますので検討してみたいと思います。

ただ、紙で全部セットをしておけというのはちょっと検討させていただかないと、私はここで「後でやります」ということにはちょっとならないかもしれませんので、紙の件については検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

山田 勝君 当面、我々議員がすぐ見られる場所に、1冊は紙ベースで置くべきだと思います。さっと調べるときに、ものすごく時間的には短縮できるし、さらに欲を言えばその関連なんかもこうわきにあればもっといいのですけれども、そこまではちょっと求めないので、紙ベースはこれは必要だと思いますので、ぜひ、整備をお願いしたいと思います。

総務部長 検討をさせていただきます。

(「CDもお願いします」の声あり)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第38号議案 南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第38号議案は原案のとおり可決されました。

議長 休憩いたします。休憩後の開会は3時10分とします。

(午後2時50分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時10分)

議長 ここで福祉保健部長より発言を求められておりますのでこれを許します。

福祉保健部長 先ほど29号議案で腰越議員の答弁もれがございましたので報告を申し上げます。

学童クラブの利用者の割合というお話でありましたが、小学校1年生の割合が28パーセント程度ということで、数字につきましては人数の把握の時点が若干違いますので、参考値ということをお願いをしたいと思います。小学校1年生が28パーセント程度、それから小学校2年生が24パーセント程度、小学校3年生であります。14パーセント程度、小学校4年生が5.5パーセント程度、それから小学校5年生が1.4パーセント程度、小学校6年生が0.3パーセント程度ということでございます。以上でございます。

議長 日程第22、第11号議案 平成23年度南魚沼市一般会計予算を議題といたします。

審議の方法についてお諮りいたします。市長の提案理由説明、総務部長の予算概要説明のあとに、予算全般にわたる大綱質疑を最初に行い、次に歳入全般の審議を行い、その後歳出の審議を各款ごとに行いたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのような審議をしていただきます。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 11号議案の提案理由の説明を申し上げます前に、今回の地震関連について若干また情報が入ってきておりますので、お知らせをまずお願いいたします。

一つは東北電力からつい先ほど電力供給の計画停電の実施検討と節電へのご協力ということとあります。この3月11日に発生いたしました太平洋沖の大地震に伴いまして、東北電力の発電設備そのものも、特に火力発電所について甚大な被害が発生をしていることであり

ます。原子力発電につきましても、該当地域の部分につきまして安全確保のため、停止を継続しているということでもあります。このためにそれぞれ対応をいたしておりますが、十分な供給能力を確保することが難しい見通しにあるということでもあります。

よって、管内全域に及ぶ大規模な停電を回避するために、予見性のあるかたちで地域ごとに実施する計画的な停電、計画停電の検討を行っているという状況であります。この実施に当たりましては検討がまとまり次第、速やかにお知らせをさせていただきますので、ご協力をお願いしますということでもあります。

東北電力管内のことにつきましても、東京電力と同様この計画停電の実施が相当の確率で実施をされる見通しでありますので、またその際には皆様方から絶大なご協力をお願い申し上げたいと思っております。

なお、もう1件であります。これは新潟県内の地震の関連でございますけれども、十日町市が、津南町も含めてでありますけれども、水道関係の被害が相当に及んでいるようであります。日本水道協会を通じて・・・またちょっと揺れているかな。給水車の出動の要請がございました。これに対応すべく水道課の方で今準備を進めておりますので、このことをご承知おきいただきたいと思います。

今一つは十日町市長から電話がございまして、例の清津川の発電所の件でありますけれども、現在当初予定より取水制限流量を0.784トンだか6トン減じての処置を行っているわけですが、この件につきましては限度いっぱい取水しても、当分の間、十日町市側としては依存がないということをお知らせを東京電力、国土交通省等にご連絡を申し上げたそうであります。本日から東京電力の清津川発電所では取水制限量、当初の量を取水して発電をしているということでもありますので、ある程度の電力供給はその部分で可能ということでもあります。そういう十日町市側からの協力体制があったということをお知らせ申し上げます。以上であります。

市長 それでは第11号議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。施政方針でも申し上げましたように、2008年9月のリーマンショック以降の経済状況は、一定の持ち直しがみられましたけれども、前年の夏以降、先行きの不透明感が強まっておりまして、国、地方を通じ雇用景気の状態は依然として厳しい状況が続いております。

こうした中、1番として雇用対策、2番 医療福祉の充実、3番 子育て環境の充実、4番 教育・文化スポーツ環境の充実、5番 産業の振興、6番 コミュニティ活動の推進、7番 財政の健全化。この7項目を重点目標として編成作業を行ったところであります。

引き続き職員削減によります人件費の削減、起債の抑制に努めるなど財政の健全化に配慮する中で、緊急雇用創出事業、住宅リフォーム事業等で雇用景気対策を講じるとともに、本庁方式への移行、子ども・若者育成支援センターの新設等、必要な行財政改革を進め、観光交流拠点整備事業、大原運動公園整備事業、図書館整備事業等総合計画の着実な実現に向けて取り組んだところであります。

以上の結果、前年度比6,000万円減の これは0.2パーセントであります、総額29

8億8,500万円の予算となりまして、必要な予算計上はできたものと考えております。雇用をはじめとした社会情勢は厳しい状況が続いておりますが、今後とも市民の皆さんが南魚沼市民であることに誇りを感じていただける、こういう町づくりに向けて取り組んでいく所存でありますので、議員各位のご指導ご協力をお願い申し上げます。

なお、3月補正そして新年度の予算についてであります。特別交付税が22年度分については今日、明日前後にこの交付額が決定をされたわけでありまして、太平洋大地震の影響もありまして、この額の決定が遅れる。ややもしますと減額ということも考慮に入れなければならない状況になったかもわかりません。

ただ、この災害関連につきましては、特別交付税を少しばかり例えば他の市町村からの減額をして被災地に向けたとして、微々たる数字でありますし、当然でありますけれどもこの大規模な災害復旧には10兆円、あるいは20兆円という財政規模が必要だということもいろいろ指摘をされておりますので、このことを削減して被災市町村に振り向けるということは、我々としてはそうあり得ないというふうな感じを持っておりますが、これはしかし決定が遅れるということでもあります。政府としてもありとあらゆる手段をもって災害復旧の方に全力を結集するということでもありますので、これらについては想定がややもしますと大幅に狂うということもまた視野に入れておかなければならない状況であります。

そういう現実が生じた場合につきましては、3月補正あるいは23年度予算等につきましても、当然でありますけれども相当の事業の繰り延べ、あるいは減額ということも含めて対応をすることが生じるということも一つは懸念をしなければなりませんので、あらかじめ議会の皆さん方からもそれらに基づいてご理解とご協力をお願い申し上げたいと思っております。

それでは本予算の現在での概要につきまして、それぞれ担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 次に総務部長が予算の概要説明を行います。

総務部長 第11号議案 平成23年度南魚沼市一般会計予算の概要についてご説明を申し上げます。本件、一般会計予算に関連する資料といたしましては既にご覧になっていると存じますが、市長の施政方針資料16ページ以降に記載をしておりますし、より具体的には右上に第11号議案から第18号議案資料1とあります平成23年度当初予算関係資料並びに同じく議案資料2、総合計画政策体系と平成23年度予算に記載をしておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは右上に第11号議案から第18号議案資料1と記載されている平成23年度当初予算関係資料をお出しいただきたいと存じます。1ページをお願いいたします。1の予算規模でございますが、市長が提案理由で申し上げますが、当年度予算は総額で298億8,500万円ございまして、前年度の比較では6,000万円の減で、割合にしまして0.2パーセントの減で編成をしております。2月の専決お認めいただきました3月の補正を加えますと、前年度に比べ0.3パーセント8,375万円余りの増となり、実質的には雇用景

気対策に重点をおいた積極型といえと存じます。

2の主要施策でございますが、計上の施策とともに丸とアンダーラインのついた部分、1番上は景気雇用対策と書いてございますが、そこから先ほど市長が申しあげました7つを重点目標としているところでございます。

なお、財政の健全化計画は平成22年度で計画期間は終了いたしますが、平成21年12月の健全化計画にも記載のように1つとして人件費の抑制、2つとして内部経費の削減努力、3として投資的経費の抑制、4の行政水準の明確化、5の繰出金見直し、6の公債費削減、7の歳入確保の7つの方針につきましては、引き続き踏襲をしていくこととしております。以上が施策の部分でございます。詳しくは所管の部分でご説明を申し上げます。

次の3ページ3は主要な投資事業の記載がございまして、21事業、額にして30億8,050万円余りを計画しているところでございますのでご覧をいただきたいと存じます。

次の4ページ4の一般会計前年度比較表をご覧ください。ここで若干ご説明を申し上げます。

1款市税では市民税をはじめとする7税目で構成をしておりますが、個人市民税につきましては景況は厳しいながらも雇用、所得環境はやや改善のきざしが伺われること、並びに前年度実績から1億9,000万円ほどの増、法人市民税については926万円の増、たばこ税につきましては消費量の減少傾向から3,653万円余りの減額とし、市税総額では前年度比2.1パーセント増の73億558万円余りの計上でございます。

2款地方譲与税3億5,000万円、3款利子割交付金1,580万円、4款配当割交付金570万円、5款株式等譲渡所得割交付金170万円、6款地方消費税交付金6億2,500万円、7款自動車取得税交付金7,050万円につきましては、それぞれ前年度決算見込並びに地方財政計画の伸び率を参考に計上しているところでございます。

8款地方特例交付金1億423万円余りでは、税源移譲に伴う住宅取得控除の減収補てん分、自動車取得税の減税に伴う交付金の減収補てん分、児童手当、子ども手当の特例交付金の部分の計上でございますが、前年とほぼ同じでございます。

9款地方交付税であります。当年度地方交付税の総額は17兆3,734億円で自治体配分ベースで2.8パーセントの増、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税の総額は4.3パーセントの減とされております。実績等から普通交付税では前年度当初比で6.9パーセント増の97億3,700万円、特別交付税では94対6の配分見直しを行うとしておりますので、前年度より6,000万円減で8億円との見積りと見積もり、地方交付税総額で105億3,700万円を計上をしております。ちなみに24年度は96対4になるというようなお話でございます。

10款交通安全対策特別交付金1,000万円につきましては、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

11款分担金及び負担金5億2,170万円余りありますが、主な部分は保育園の入園費をはじめとする児童福祉費の負担金が全体の92パーセント近くを占めているものでござい

ます。土木の事業分担金の見直しによる部分の減が2,396万円余りでございます。

12款使用料及び手数料5億9,824万円余りは市営住宅使用料及び幼稚園事業廃止による保育料の減が主な要因でございます。

13款国庫支出金24億7,641万円余りですが、交付基準による積算でございますけれども、前年度に比べまして2億5,041万円ほどの増でございます。社会福祉費で9,602万円ほど、生活保護費、障害者自立支援給付費、子ども手当を主体とする児童福祉費の増が2億897万円余り、衛生費ではストックヤードの建設事業終了などから減額の4,919万円ほどでございます。

14款県支出金18億7,571万円余りでは、介護基盤緊急整備等特例交付金の減を主体といたしまして、社会福祉費で1億13万円の減、児童福祉費では主に安心子ども基金事業県補助金により1億2,421万円余りの増、林業費で浦佐認定こども園補助とした森林整備加速化・林業再生事業補助2億5,444万円余りの皆減が主な部分となっております。

15款財産収入6,670万円余りではありますが、前年度に比べ65パーセントの減額であります。前年度では消防庁舎移転関係の補償、旧六日町病院跡地、東泉田市有住宅の計上があったため、1億3,075万円の減ではありますが、普通財産これは塩沢の長寿会館跡地、それから法定外公共物、上原住宅などの土地の売却収入を計上してございます。

16款寄附金は目出しでございます。

17款繰入金6,370万円ほどはほぼ同額でございますが、主たる増減部分は愛プロジェクト基金が3,200万円の減、基金条例をお願いした光をそそぐ基金から1,520万円余りの増。記念事業のため棚村基金から1,162万円ほどでございます。本年も財政調整基金の取り崩しがなくて当初予算が編成できたということでございます。

18款繰越金は1億5,000万円の計上でございます。

19款諸収入では湯沢町の受託収入で斎場事業の完了、ごみ処理費などの部分で1億3,373万円余りの減で15億4,353万円余りの計上となっております。

20款市債35億6,430万円では、摘要欄にあるような増減でございますが、建設事業の財源として起債できるものは合併特例債を優先に活用するという方針で計上しているものでございます。なお、うち臨時財政対策債が13億1,500万円でございます。

次の5ページをお願いいたします。歳出について若干概要をご説明申し上げます。

1款議会費では42.8パーセントほどの増であります。地方議員年金制度が6月1日に廃止の予定であり、それによる議員共済会給付費負担金の増分が6,739万円ありますし、人事院勧告の準拠から議員報酬の引き下げ、期末手当の支給率の引き下げが加味されているものでございます。

2款総務費では前年度とほぼ同額の70億1,710万円ほどではありますが、職員費の部分で6,641万円ほどの減、県営事業県営街路事業分の繰り替えが当該年度ありませんので、積み立てで1億218万円の減ということになっております。

3款民生費では71億5,233万円余りであり、前年度に比べ9億5,519万円ほど、約

15.4パーセントの増であります。摘要欄記載の部分による増額計上でございます。

4款衛生費では29億5,061万円ほどでございますが、病院事業繰り出しの見直しによる増分が1億9,494万円余り、斎場改築、ストックヤード、楨形不燃ごみ埋め立て処分施設関係完了で6億7,479万円ほど、18.6パーセントの減でございます。

5款労働費では2億151万円余り、45.3パーセントの減であります。前年度被災地緊急雇用創出事業終了により、必要な部分を所管の項目に振り分けたことによる減額ということでございます。

6款農林水産業費では3.1パーセント余り減額の9億7,431万円ほどでございます。

7款商工費6億5,396万円ほどでございますが、記載の内容を主体として2.6パーセントの増額でございます。

8款土木費34億7,468万円ですが、4.9パーセントほどの増額であります。3ページの主な投資部分の記載のとおりでございます。

9款消防費10億6,624万円余りでありまして、本年9月ごろ供用開始予定の消防庁舎建設事業にかかる部分が主な部分でございます。

10款教育費では4億4,777万円余りの減の21億2,039万円ほどでありまして、摘要欄記載のように大きくは建設事業の終息による部分からでございます。

11款災害復旧費は354万円ほどございまして、73.6パーセントの減であります。これは農林水産施設災害復旧費、広堀地区の988万円ほどの減によるものでございます。

12款公債費では40億370万円ほどでありまして、長期債元金5,435万円ほど、利子で4,045万円ほどの減額でございます。

13款諸支出金につきましては、土地購入費として10万円。

14款予備費では昨年と同額の5,000万円の計上でございます。以上が歳出であります。

なお、次の6ページに5として性質別予算等の状況、8ページに6の会計別予算総括表、7の各会計別起債残高表、9～10ページには8の各会計別基金残高表、それから9の一般会計当初予算の推移がそれぞれ記載をされておりますし、別冊の総合計画政策体系と平成23年度予算では施策別の主要事業が記載をされておりますので、後ほどご覧を賜りたいと存じます。

次に平成23年度一般会計及び特別会計予算の第1ページをお願いいたします。第11号議案の全体でございます。第1条から第3条までのように定めさせていただきたいものでございます。

9ページをお願いいたします。予算第2条に記載の第2表 地方債でございますが、市債35億6,340万円の設定をお願いしたいものでございます。

なお、地方債の調書につきましては後ほどページで257ページに一覧が記載をされておりますのでご覧をいただきたいと存じます。

予算第3条に記載の地方自治法に基づく一時借入金の限度額は、35億円ということで定めさせていただきたいものでございます。以上で第11号議案 平成23年度一般会計予算

の概要説明を終わります。

議長 予算全般にわたる質疑を行います。

寺口友彦君 3点ほどお伺いいたしますが、今年度当初予算は3月補正を含みますと0.3パーセント増ということで、積極財政予算であると今そういう説明がされました。その中でも市税が73億円ということで昨年よりも1億5,000万円ほど増であり、また財政調整基金25億6,000万円も取り崩しもしなかったという部分でどうかという提案であります。けれども、残念ながら市税73億円であっても人件費が58億円でありますし、公債費が40億円という部分で非常に厳しいのではないかと思います。そのことを含めて市長の、要するに家計的にみた場合については家業回しが多少はいいのかなという思いはあるのかどうかという部分を、ちょっと1点お伺いをしてみたいと思います。

それと22年度で財政健全化計画は終了でありますけれども、その23年から27年にかけての5年間、やっぱり財政健全化に取り組むという市の意気込みですね、意気込みを表すという意味で私は再度、健全化計画を策定すべきであるというふうな考えで一般質問をしましたがけれども、その部分についての答弁もあんまりありませんでしたので、その部分についてのお考えを伺います。

もう1点は事業でみますと、午前中の一般質問にもございましたけれども、市の基幹産業である農業、この農業に対する予算付けをみて積極財政であるという部分であればここだ、というところがあればそこをお聞かせ願いたい。

市長 我が市の財政状況についてどう考えているかということであります。一般的にみますと経常収支比率あるいは財政力指数等がそう経常収支がいいわけでもありませんし、財政力指数もそう高いものではありませんから、一般的にみますと当然厳しい。厳しいことは十分承知しております。しかし、この基金残高とかそういう部分も含めまして、厳しい中にも市民の皆さん方に抑制、あるいはサービスの低下を求めなければならないという状況ではないというふうに認識しております。

健全化計画につきましてはさっきどこか一般質問でちょっとお答えしていますけれども、行政改革推進委員会等に24年からの部分について今お話を申し上げているところでありますので、その中で健全化計画的な部分をきちんと策定するか否か。これについては改めて申し上げたいと思いますけれども、やってもやらなくても先ほど触れましたように、財政の健全化というのはこれはもう一大名目でありますから、当然指標も定めてきちんとやっていくということについての気持ちは変わっておりません。ただ、18年からの5カ年計画的な部分を何カ年とかということで絞ってやるか否かについては、今後の議論を待ちたいと思っております。

農業について、今、農業は先ほどの一般質問にもありましたように、また改めての過渡期であります。ですので、ここで予算が増えた、減ったということではなくて、農業の方向をやはり転換していくと、こういうことだと思っております。ですから、例えば消費拡大のための輸出、これについては今、中国関係をターゲットにしているいろいろやっておりますが、あ

るJAさんの方ではやっぱり中東の方へも米を輸出しようというような計画をお持ちのよう
であります。

そこで中国は今のところその価格差がそう出ないわけであります。富裕層という部分です
が。中東もある意味、産油国でありますから、そう貧困層やそういう皆さん向けではないと
思うのですけれども、ただ、今の状況からしますと生産者渡しの価格と 生産者渡しとい
いますかJAさんがいわゆる買い取って消費者に渡す価格と、例えば中東であれば中東に出
す価格はやっぱりある程度差が下がっているのです。その部分を補てんをどうだというよう
な話も若干は伺っておりますので、それらについてはきちんと調整の上で、必要であれば予
算措置を講じようというお話はしてありますので、相当積極的に取り組んでいく。

いわゆる今のところは金額的にどうこうではありませんけれども、農業の政策の面で今ま
でとは違った分野である意味やはり前に踏み出す方向をですね、減反をしてそこに作らない
から補助金を差し上げるという方向から、とにかく補助金も必要な部分は出しますけれど、
とにかく農産物を生産をして売って、それによってどう利益を上げていくかという方向に転
換をしていかなければならないとそういう思いであります。

中沢俊一君 1点だけお願いをしますが、この震災で国の方も臨時の税を作るというよ
うな話も出ましたり、また国債をどうしてもこれからまた大量に発行しなければならないと
いうような、国民に評判の悪いことをとらざるを得ないということであります。どうしても
先の中越地震で県が、我々別の市町村に対して土木費を削ってくるとかいろいろなことがあ
ったわけです。やっぱり我が市でもそういう情報収集を早めにやってもらいたいということ
がありますが、その辺のことをどういうふうに考えているのか。また、仮にいろいろな場合
のシミュレーションもやらなければならないと思っていますけれども、そういった場合の優
先順位とかいろいろの中で、これからどういうような予定の中で市の方で対応していくのか、
ちょっと考え方があったら聞かせてください。

市 長 これは全く想定外の大変な災害でありますので、情報収集には本当に全庁
をあげて取り組んでいるところであります。ただ、政府対応もああいうかたちで全くまだ方
向性が特に見えたということではありませんので、なかなかこうはがゆい思いでありますけ
れども、これはもう情報収集は抜き取りなく怠りなくきちんとやって、それに対応していこう
と思っております。

シミュレーションにつきましては、今はまだシミュレーションできる段階ではありません。
どうなるか全く見当がつかないわけありますので、そのシミュレーションする想定もとが
ありませんから、これはある程度政府の方針等がきちんと出た段階で、ではそれに基づいて
我々はどう対応するかということを決めていかなければなりません。まだシミュレーション
する段階には至ってないということでご理解いただきたいと思います。

中沢俊一君 そのシミュレーションの場合であります。それこそどの部分がどの程度
例えば削られた場合と申しますね、そういうことはあらかじめ設定はできるわけだと思っ
ています。そうした場合の何と申しますかね、優先順位をでは今のうちからある程度考えてお

くとか、あるいはまた突然出てきた場合の臨時議会の開催あたりも含めて、やっぱり取り組んでいただきたいと思います。そのことについてちょっと考えを聞かせてください。

市長 後段の緊急的な部分、あるいは重大な部分についての臨時議会については、相当柔軟に対応をするということであります。でき得れば専決等はせずに議会の皆さんに説明申し上げて予算関連の処置はやっていきたい。ただ、どうしても日が足らないとかそういう部分につきましては、これは先般申し上げたとおりであります。

それで、削減の設定といいますが、先ほど触れましたように例えば合併特例債について、あるいは交付税について、あるいは補助金についてまだ皆目検討はつきません。ですので、その設定すらできないということでありますから、これはある程度の方向性が出ないと我々もシミュレーションはできないということであります。

交付税が、今の政府予算ではご承知のように、交付税全般としてはまあ増額をしているわけでありますけれども、こういう状況になってではどうなるか。あるいは、補助関連、交付金関連でありますけれども、これも全く検討はつきません。ただ、阪神淡路大震災あるいは中越大地震、中越沖大地震これらの際の対応をみますと、阪神淡路のときは約10兆円規模といわれていました、交付金。そこで、それを捻出しなければならなかったわけでありますが、そのために他の市町村への交付税をどんどん削減をしたりとか。補助金については若干あったかもわかりません。そういうことは確かほとんどみられなかったわけでありますが、その当時より国の財政は非常に悪い方向へ進んでおりますから、どういう状況が出てくるか今は注視をしているところであります。ある程度の方向が出れば、すぐさま我々の市もそれに基づいてのシミュレーションは行っていかなければならないと思っております。

腰越 晃君 先ほどの12番議員に関連して質問をしますが、財政健全化5カ年が終わって7項目について目標値を達成したと。今後を展望した場合には、財政的にはそんなに甘い状況ではないという市長の今ほどの見解でした。平成24年度からまた同じ項目で健全化の取り組みを始めるとのことなのですが、指標を決めてやると。これはまことに結構な話なのですが、この前の一般質問ではないですけれども、やはりその7項目のうち毎年、毎年、取り組んでいけるかと思うのですが、年度ごとの目標は決まってくるよ。そういう中でやっぱり何をしたのかということ。何に取り組んで何をしてどういう効果があったのかということを中心にやっぱり説明していただきたいという、そういう希望があります。

やはり市民サイドからみますと、確かに取り組んで結果的には結果オーライ、人件費についても30億円を5年間で削減をした、しっかりやったということになるわけなのですが、では具体的にその中身はどうだったのかという、単年度ごとにどういうものに取り組んでやってきたのかということ、それをできれば数値化して結果を公表するということをやりたい。早い話がPDCAサイクルをきちんと回した結果こうだったということをやりたいという希望があるわけ。ちょっとわかりにくいかもしれませんがそれについてどう思っておられるか。

それから一時借入金なのですが35億円というように設定されております。これを上回る

借り入れはもちろんなかったものと思っております。あと実質収支をみれば財政的には何とかきちんと回っているという。20年度に比べれば21年度の方が健全化はできているのだなというこれはもう明らかにわかるのですけれども、やはりその一つの健全度をみる中で、一時借り入れの実績はどうであったかというのがちょっと心配になるところなのですね。できればここで昨年度の一時借入金の推移ですね、マックスはどの程度いったのかというところをご報告願えればありがたいと思います。

それから3点目、8ページ各会計別起債残高表というのがございます。一般会計部分で371億円というのがのっかっておりますが、この中で占める合併特例債と臨時財政対策債ちょっと資料を見させてもらったのですが、ちょっとわかるような資料が見つからなかったもので、もしわかりましたら合併特例債と臨時財政対策債がどのぐらいの金額で、どのぐらい占めているのかというところをお聞かせください。（「それは何ページか」の声あり）資料の8ページです。すみません。

それから何点目になるか、同じく8ページで土地開発公社の起債残高が3億円ぐらいですか増えておりますけれども、この内容をちょっと確認したいと思います。よろしく願います。

市長 今、取り組んでおりました22年度に終了する財政健全化計画のどういうことをやったか、あるいは効果はどうであったかとこれは、それこそ22年度の決算をきちんと出してから全て数値化をして公表させていただくということを、どこかの一般質問だったかでは申し上げております。きちんとやろうと思っておりますので公表させていただきます。一借の実績については後で会計管理者の方から、実績分ですね、22年度どうであったということについてはご報告を申し上げます。

起債残高の内訳については先ほど総務部長が、予算書の257ページに記載してあるとおりでありますということをお知らせしたので、これをご覧いただきたいと思います。ここに全ての起債の部分が書き込まれておりますので、いちいち私の方から申し上げませんが、お願いを申し上げます。

それから、土地開発公社の部分は、昨年ではなくて今年度ですね、大和病院のところに基幹病院を建設するその用地分を先行取得させていただいて、駐車場として整備をして、いずれこれは県からその部分は買い戻しをしていただくということを想定しております。あるいは財産の譲渡やそういうことの中での調整、これも視野にはあると思いますけれども。とりあえずこれは市の負担ということではなくて、県の負担を今我々が肩代わりをしているというふうにご理解いただきたいと思っております。

会計管理者 それでは一時借入金の方につきましてご説明を申し上げます。昨年21年度の実績でマックスというご質問でしたが、一般会計の最高借入額が15億円でございます。それから下水道会計につきましても同じく15億円、一時期に借りた最高額でございます、同時借り入れのマックスで両方あわせまして25億円というのが21年度の最高額でございます。

ちなみに一般会計の方では年間一時借入れの利子で45万4,000円ほど、それから下水道会計の方で134万3,000円ほど支払をしております。以上でございます。

岩野 松君 1点だけお聞かせください。市税のことで個人の市税が約2パーセントほど増えているという試算をしておりますけれども、この原因についてはいろいろ見たけれどもちょっとわからないのですが、労働者が増えたのかそれともそれぞれの市民の人たちの収入が上がったのか。例えば公務員なんかは下がっているはずなのに、という思いがありますのでお聞かせください。

議 長 休憩します。

(午後3時53分)

議 長 では休憩を閉じて会議を続行いたします。

(午後3時55分)

市 長 先ほど総務部長の説明にもありましたように、リーマンショックが発生したのは2009年であります。ですから2010年の予算は非常に厳しく算定をさせていただきました。市民税等につきまして。しかし、実績からみて厳しすぎたか、ということもあれですけれども、当初予算比較でありますから決算比較にしますと全然違いますけれども、当初予算比較では前年実績をみた中でこのくらいは大丈夫だろうということで、若干の伸びをみさせていただいたということでもあります。

これはもう実績数値をもとにしてありますので、そう大きく狂うことはないだろうと。ただ、今言いましたように2009、2010というのは非常に混乱をしましたので、ちょっと厳しくみさせていただいたという結果でございます。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって予算全般にわたる質疑を終わります。

議 長 歳入に対する説明を求めます。

市民生活部長 予算書の16、17ページをお願いいたします。今ほどもちょっと質疑がありましたけれども、この税収の積算に当たりましては前年の決算見込等を見極めながら、可能な限り積み上げにより積算をいたしたところでございます。依然として経済情勢は厳しく先行きが不透明なところがありますが、何とかこの数値までは収納していきたい、確保していきたいというふうな気持ちで取り組んでまいりたいと思っております。

それでは1項1目市民税の個人分についてでございますが、本年度予算額19億4,744万円ほどであります。前年度比較では10.8パーセント、1億9,026万円増となっております。そのうち1節現年課税分でございますが、前年度比10.8パーセント、1億8,570万円増額の19億755万円を計上いたしました。

説明欄をご覧いただきたいと思いますが、均等割の調定見込額は前年度比90万円減の9,210万円となっております。これは納税者数が300人、今ここへ3万700人となっておりますが、300人ほど減少しているということでございます。所得割の調定見込額は前

年度比1億9,136万円増の18億6,436万円を計上いたしました。これは22年度の実績を考慮し、課税標準額をみていただきますが、前年度比較で11.6パーセント、32億3,870万円の増額というふうに見込んだところでございます。収納率につきましては前年同率の97.5パーセントとしております。

2節の滞納繰越分につきましては、前年度比456万円増の3,989万円を計上いたしました。繰越額が前年度比2,146万円増の2億2,927万円ほどとなっております。収納率につきましては実績21年の決算では、18.1パーセント、22年度の見込みでは18.0パーセント、これを考慮しまして前年より0.4ポイント増の17.4パーセントというふうにいたしました。

2目の法人分でございますが、本年度予算額5億3,142万円ほどでございます。前年度比較では1.8パーセント、926万円増となっております。そのうち1節の現年課税分でございますが、前年度比1.5パーセント、779万円増の5億2,844万円の予算でございます。均等割につきましては前年度比1.0パーセント、216万円減の2億2,206万円ほどを計上いたしました。収納率につきましては前年度比1.0ポイント減の98.0パーセントというふうに見込んでおります。法人割では前年度比3.4パーセント、994万円増の3億637万円ほどを計上いたしました。収納率は前年度比1.5ポイント減の98.0パーセントを見込んでおります。21年の決算では98.0、22年の見込みでは97.5ということですが、何とか98を目指してやりたいということでございます。それから法人税割額につきましては、各法人の決算を受けての申告納税でありまして、なかなかその動向については見極めが難しいところでございます。

18、19ページをお願いいたします。2節の滞納繰越分でございますが、繰越額が前年より1,487万円増加の3,016万円ということでございます。それから収納率を前年度と同率の9.9パーセント、298万円ほどを計上いたしました。2項1目の固定資産税でございますが、本年度予算額40億7,555万円でございます。前年度比較では0.2パーセント、806万円の減額予算でございます。

1節現年課税分でございますが、前年度比較0.1パーセント、549万円の減、39億8,894万円ほどの計上でございます。課税標準額が前年度比0.1パーセント、4億1,238万円減の2,992億9,061万円というふうなことでございます。内訳としましては土地が19億4,683万円の減、家屋が18億3,203万円の増ということでございます。それから償却資産につきましては2億9,758万円の減というふうに見込んでございます。収納率につきましては前年同率の95.2パーセントを見込んでございます。

2節滞納繰越分でございますが、前年度比2.9パーセント、257万円減の8,660万円ほど計上をいたしました。繰越額が前年度より3,614万円減少しましたが、12億1,981万円と依然高額になっております。収納率につきましては前年同率の7.1パーセントと見込んでおります。特に固定資産税の大口滞納者が相当数ありまして、この額が年々増加していく状況にあります。所得のあるなしにかかわらず、保有財産の価値に対して課税される応

益的な税のため、経済情勢が厳しい中、滞納が多くなるというふうな現実でございます。一刻も早い景気の回復を期待しているところでありますが、引き続き滞納額の圧縮について努力をしまいたいというふうに思っているところでございます。

それから2目の国有資産等所在市町村交付金でございますが、国有資産等所在市町村交付金法第2条、これに基づきまして国や県から交付されてくるものでございまして、2,293万円の計上でございます。

3項1目軽自動車税でございますが、今年度予算額1億4,905万円ほどの計上でございます。前年度比0.1パーセント、20万円ほど増額しております。1節の現年課税分は前年度比0.1パーセント、14万円増の1億4,670万円の計上でございます。台数、調定見込額とも微増というふうなことで、収納率につきましては前年同率の97.8パーセントを見込んでございます。

2節の滞納繰越分でございますが、繰越額が前年より27万円増の1,165万円、収納率を前年同率の20.2パーセントと見込み、235万円を計上いたしました。既に廃車となっているナンバーの返還がなっていないなど、それから会社の倒産、行方不明そういったケースがありますが、車検等により納税証明の添付が義務付けられておりまして、既に失効をしていることもというふうなことで、過去に滞納のあったものがこのようなかたちで現れているということでございます。

20ページ、21ページの方に移りますが、4項1目市たばこ税は本年度予算額4億566万円ほどの計上でございます。前年度比8.3パーセント、3,653万円の減額でございます。これは喫煙人口が年々減少しているというふうなことで、国全体では毎年5パーセント程度減少しているというふうなことで、昨年10月に大幅な値上げがありましたけれども、それにもまして減収になっているというふうなことでございます。

それから5項1目特別土地保有税についてでございますが、29万円ほど計上いたしました。これは地方税法が改正されまして15年度以降、新たな課税が実施されないというふうなことで、ここでの計上は滞納繰越分の部分でございます。

それから6項1目入湯税でございますが、本年度予算額3,837万円ほどの計上ございまして、前年度比5.1パーセント、206万円の減額でございます。特別徴収義務者につきましては46人でございます。1節現年度分でございますが、前年度比180万円減の3,780万円を計上いたしました。人数につきましては1万5,000人減というふうに見込んでおります。2節でございますが滞納繰越分について繰越額が前年より72万円減の115万円、収納率を前年より5ポイント増の50.0パーセントというふうに見込んでおりまして、57万円ほどの計上でございます。この部分につきましては、お客さんからの預り金というようなことで納付の特例を行っているところでございますが、なかなか解消されないということでございまして、なお一層の徴収確保に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから7項1目都市計画税でございますが、本年度予算額1億3,484万円ほどでござ

います。前年度比較では1.5パーセント、206万円の減額となっております。

1節の現年課税分でございますが、前年度比1.4パーセント、183万円減の1億3,109万円の予算であります。課税標準額は前年度比1.4パーセント、9億5,953万円減の688億4,983万円を見込んでおります。内訳といたしましては土地が13億8,867万円の減、建物は4億2,914万円の増というふうになっております。収納率につきましては前年同率の95.2パーセントを見込んでおります。

22、23ページをお願いいたします。2節の滞納繰越分でございますが、前年度比6.0パーセント、24万円減の375万円ほどを計上いたしました。繰越額が335万円減少しております。収納率につきましては前年同率の7.1パーセントを見込んでおります。以上で市税の説明を終わります。

総務部長 失礼いたしました。続きまして2款地方譲与税からご説明を申し上げます。

1項1目地方揮発油譲与税では地方揮発油譲与税法の規定に基づきまして、国において徴収された額の42パーセント相当が市町村配分となるものであります。前年度決算見込から1億200万円の計上でございます。

2項1目自動車重量譲与税であります。同じく譲与税法の規定により徴収額の3分の1が道路台帳の延長及び面積で按分をされまして市町村に譲与されるものであります。当年度2億4,800万円の計上でございます。

3款利子割交付金、4款1項配当割交付金、次の24、25ページ、5款1項株式等譲渡所得割交付金につきましては、概要で申し上げましたように前年度決算見込などによる計上でございます。

6款地方消費税交付金であります。消費税の4パーセントに賦課される地方分1パーセント分ですが、都道府県間で清算を行った額の2分の1を人口及び従業者等で按分をして交付されるものであります。実績見込等による計上で2,790万円増の6億2,500万円でございます。

7款自動車取得税交付金であります。1,520万円の減額の7,050万円。

8款1項1目地方特例交付金では国の制度変更等により、地方負担の増や減収が生じた部分を特例的に交付するものでございますが、説明欄上段の部分が減収補てん分、下段児童手当及び子ども手当の関係でございまして前年度とほぼ同額の1億423万円ほどの計上でございます。

最下段、地方交付税につきましては、9款地方交付税につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

次の26、27ページでございます。10款1項1目交通安全対策特別交付金では実績などから50万円減の1,000万円の計上でございます。

11款分担金及び負担金でございますが、それぞれ所要の分担金負担金でありまして、大部分が2項1目民生費負担金の2節児童福祉費負担金、保育園入園費負担金いわゆる保育料4億3,945万円余りでございます。説明欄その下、滞納繰越分でございますが、2,367

万円、110件ほどの滞納繰越額見込のうち500万円の計上でございます。

12款使用料及び手数料につきましては、それぞれ条例に基づくものでありますが、1項の使用料では2目衛生費使用料で1節医師住宅と休日救急診療所の関係で451万円ほどの減で1,496万円。次の28、29をお願いします。3節清掃使用料で浄化槽汚泥等処理場使用料が855万円ほどの減で6,379万円の計上でございます。

3目労働使用料では説明欄、職業訓練共同施設使用料86万円の新規計上でございます。

4目商工使用料では2節観光使用料、直江兼続公伝世館の使用料を半減計上のため300万円弱の減額でございます。

5目土木使用料であります。4節住宅使用料では市営市有住宅の関係ですが、市営住宅使用料が331万円余り減の7,190万円ほどの計上でございますし、説明欄下の2行、住宅使用料関係の滞納繰越分であります。住宅使用料1,624万円ほどの滞納繰越見込のうち150万円、住宅駐車場使用料では105万円ほどの滞納繰越見込のうち21万円ほどの計上でございます。

6目教育使用料では前年度に比し797万円ほどの減額になっておりますが、幼稚園保育料の皆減、トミオカホワイト美術館入館料の新規計上によるところでございます。ここでも説明欄記載の教員住宅使用料滞納繰越分これは全額ですが一人7万8,000円ほどの計上でございます。

30、31ページをお願いいたします。2項の手数料ではそれぞれ特定の方に提供する役務に対して徴収するものでございますが、若干増減がありますが昨年度より527万円増の3億8,834万円ほどの計上でございます。説明欄中ほど、し尿処理手数料滞納繰越分であります。16万円ほどの繰越見込額のうち15万円の収納見込で計上をしてございます。その一番下の粗大ごみ処理手数料処理券は当年度からの実施のものでございます。

32、33ページをお願いいたします。13款国庫支出金でございますが、それぞれ歳出の事業に対応する項目でございます。1項民生費国庫負担金では1節の社会福祉費説明欄2行目、生活保護費負担金が6,997万円増の2億157万円ほど。一つ下の障がい者自立支援給付費で4,818万円ほど増の3億1,088万円。2節の児童福祉費では大きなものが説明欄の子ども手当の国庫負担金が2億1,626万円の増の10億8,060万円ほどでございます。目の欄かこの教育費国庫負担金は五十沢地区統合小学校の事業補助金で皆減でございます。

2項国庫補助金ですが、これもそれぞれ歳出の事業の補助金計上であります。2目の衛生費の部分でストックヤードの補助金皆減により、比較で4,919万円ほどの減。3目の土木費の部分で説明欄、地方道路交付金、まちづくり交付金等で前年度に比べ6,137万円余りの増となっております。5目教育費国庫補助金で1,466万円の減額ですが、塩沢地区給食センター整備補助金が皆減というのが主なものであります。

34、35ページをお願いいたします。2項国庫補助金の目の欄の最下段、総務費国庫補助金は地デジにかかる補助金が国庫支出金から諸収入の方に移ったということによる減であ

ります。

真ん中、3項委託金では総務費、民生費、土木費の事務委託の他の委託金であります、前年度実績見込からの計上でございます。

14款県支出金、1項県負担金では、説明欄1行目、保険基盤安定県負担金で3,600万円余り、中ほど障がい者自立支援給付金で2,400万円余りの増を主因として、次の36、37ページでございますが、総額で5億8,404万円ほどの計上でございます。それぞれ説明欄記載の部分でございます。

2項県補助金であります、大きなものは1目総務費県補助金では説明欄一番下、県市町村合併特別交付金1億6,000万円の増、2目民生費県補助金1節の説明欄下から3番目、介護緊急整備等特例交付金が1億7,143万円の減。2節児童福祉費では次の38、39をお願いいたします。説明欄3行目、安心子ども基金事業補助金1億2,481万円ほどの増の1億6,165万円でございます。

5目農林水産業費は前年度に比べ3億1,639万円ほどの減であります、2節林業費の認定こども園建設で計上した森林整備加速化・林業再生の部分2億5,975万円の減が比較減の大きな要因でございます。

40、41ページをお願いいたします。3項委託金では前年度に比べ、1目の総務費委託金で2節徴税費委託金が1,020万円、3節選挙費で1,176万円ほど、4節の統計調査費のところ国勢調査にかかる交付金2,167万円がそれぞれ減額となっております。

42、43ページをお願いいたします。中ほど4項1目商工費県貸付金、これは地方産業育成資金の県貸付金7,500万円あります。

15款1項財産運用収入1目1節土地の貸付の部分で職業安定所さんの用地ほかで前年とほぼ同額の1,021万円ほど、2節の建物では塩沢庁舎のヤマト運輸さん他で2,298万円ほど、3節で施設貸付料として光ファイバーの貸付料1,268万円ほどの計上でございます。この目では説明欄2行目の土地貸付料の滞納分ではありますが、繰越見込額9万円、昨年は11万円だったのですが、のうち3万円を計上させていただいております。

44、45ページ、2項財産売却収入では普通財産の長寿会館跡地、法定外公共物等による収入計上で1,373万円あります。

16款は寄附金の目出し部分でございます。

17款につきましては繰入金で1項に特別会計の部分を、2項では基金からの事業費に充当するためのそれぞれ繰入金の計上でございます。

46、47ページをお願いいたします。上段の17款につきましては同様でございます。

18款繰越金につきましては前年度純繰越金を1億5,000万円計上しております。

19款諸収入1項延滞金、加算金及び過料では、市税の延滞金等800万円、3項貸付金元利収入ではそれぞれの資金の元利収入金の計上でございます。この項でも説明欄下から1行目と2行目にそれぞれ滞納繰越分が計上されておりますが、2目の高齢者住宅設備資金貸付金では滞納繰越見込額が4名ということですが、252万円ほどのうち62万円を、人に

やさしい住居づくり資金貸付金ではお一方だそうですが、80万円のうち20万円を計上しております。

48、49ページをお願いいたします。4項受託事業収入ではそれぞれ実績見込による計上ですが、ここでは5目広域行政受託事業収入として1億3,653万円ほどの減額計上であります。湯沢町さんの負担の部分で斎場の完了で1億円ほど、不燃、可燃ごみの処理の減で3,000万円ほどが主な原因でございます。

50、51ページをお願いいたします。5項雑入でございます。8ページにわたって記載をされております。1目の滞納処分費、2目の原付ナンバー亡失弁償金、3目雑入では、総務、民生、衛生、労働、農林水産業、商工、土木、消防、教育と区分をしてそれぞれ見込額を計上しておりますが、総額では4億8,086万円余りであります。前年度に比べ3,457万円ほどの増というふうになっておりますが、52、53ページをご覧いただきたいと思っております。説明欄の4行目、個別受信難視聴対策事業、いわゆる地デジ対策の助成金が、国の制度変更で国庫支出金から雑入に組み入れられたことによるものでございます。

このページ中段、生保63条返還金の滞納繰越でございます。急迫の場合等で視力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還金の部分でございますが、7名で266万円のうち3万6,000円の計上ということでございます。

54、55ページをお願いいたします。教育の雑入、説明欄下から4行目の給食費実費徴収金の滞納繰越30万円ですが、滞納繰越見込額は132万円ほどでございます。

56、57ページ、20款市債ですが、1目の充当率95パーセントのまちづくり建設事業債いわゆる合併特例債では21億8,480万円、2目の総務債として臨時財政対策債が13億1,500万円、3目の農林水産業債及び4目の土木債で2,390万円の合計35億6,340万円を計上させていただいております。災害復旧債は皆減でございます。合併特例債につきましては、発行可能額を270億円といたしますと、先ほどの資料にもありますように、23年度末で130億6,336万円ほどになりますので、発行率が48.9パーセントということでございます。先ほど市長がお話しましたように、257ページに起債にかかる調書がございますので、ご覧を賜りたいと思っております。以上、雑ぱくで恐縮ございましたがこれで歳入の説明を終わります。

議長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

議長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は明日3月15日午前9時30分当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時23分)